

平成31年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成31年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成31年2月28日（木） 午前9時00分 開会

出席議員（10名）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村おとし住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 中川村地域集会施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 中川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 中川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 中川村水道布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 牧ヶ原コミュニティセンター等の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 7号 平成30年度中川村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第 8号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 9号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第10号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第12号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第13号 平成30年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第14号 平成31年度中川村一般会計予算
- 日程第18 議案第15号 平成31年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第16号 平成31年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 平成31年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 平成31年度中川村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 平成31年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 平成31年度中川村水道事業会計予算

- 1番 片桐邦俊
- 2番 飯島寛
- 3番 松澤文昭
- 4番 大原孝芳
- 5番 松村利宏
- 6番 中塚礼次郎
- 7番 桂川雅信
- 8番 柳生仁
- 9番 鈴木絹子
- 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 下平達朗 | 総務課長 | 中平仁司 |
| 会計管理者 | 半崎節子 | 住民税務課長 | 村澤ゆかり |
| 保健福祉課長 | 菅沼元臣 | 振興課長 | 松村恵介 |
| 建設水道課長 | 小林好彦 | 教育次長 | 松澤広志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井原伸子
書 記 座光寺 てるこ

平成31年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成31年2月28日 午前9時00分 開会

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから平成31年3月中川村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

中川村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたりご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

日々濃くなる日の光を受けまして、春に向かっているという季節を感じます。きょうは一転して雨降りとなりました。毎週出ております感染症情報、これによりますと、年明けから流行しておりましたインフルエンザにつきましては収束の方向であるということのようでございます。晴天が続いておりましたので、久しぶりの雨にほっとするのは私だけでではないと思います。

ことしの冬は長期予報どおり暖冬でありますけれども、余りにも降雪が少なく、西山にも岩肌があらこちらに見え、春先から初夏にかけての水が足りなくなるのではと、やや心配しているところであります。

25日に長野県国保連合会総会がありました。監事を仰せつかっております関係から出席をいたしました。木島平村の日臺村長と監事で同席をいたしました。あいさつで開口一番でありますけれども、「雪が少なくてスキー場を早く閉めることになりそうだ。」と、「営業にも影響が出ている。このままだと6月に水争いが起きるかも。」と、こんなふうにおっしゃっておりました。御存じのとおり、木島平村は千曲川沿いの米どころの村であります。暖冬もここまで暖かいと、農業や地域によっては商売にも影響が出ることを感じた次第であります。

2月5日夜間に宮田村の養豚場で豚コレラの発生の報を受けまして、24時間以内の殺処分、72時間内の埋処分のために、24時間、8時間交代勤務の動員要請があり、8人の村の職員が交代で応じ業務に従事をしてまいりました。初めてのことで、戸惑い、防護服下でのなれない作業、生き物を炭酸ガスで殺すときの鳴き声など、非常に過酷で精神的にも厳しい作業であったことは、後で報告を受けたところであります。駿河湾沖、南海トラフ周辺で起きる大地震の発生確率が高くなっているとされ、伊那谷でも震度6弱の揺れが想定をされております。危機管理は、土砂災害、洪水等の自然災害に加えまして、鶏インフルエンザの人への感染が瞬く間に世界中に広がる、かつて

のWHOの警告に端を発した防疫体制から家畜の伝染病予防処理まで、非常に範囲が広いことを改めて認識をいたしたところであります。目に見えないものに対処するとなれば、これは非常に困難なことであり、あらゆる想定される事態にも対処する危機管理体制、対処方法はどうか、ウイルスの蔓延に対処する想定と対処の優先順位、場合によっては対処しないなど、個別の指針を見直す必要もあると感じた次第であります。

さて、本議会でご審議をいただきますのは、中川村お試し住宅に中組の旧校長住宅を用途変更し追加をするための条例の一部改正、牧ヶ原地区集会所が新築完成したことによります地域集会施設条例の一部改正など条例改正、牧ヶ原集会所施設指定管理など6議案と平成30年度一般会計、特別会計補正予算7議案、そして平成31年度一般会計予算及び特別会計並びに水道事業会計、合わせて7議案の合計20議案でございます。何とぞ慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げまして、議会開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会議事規則第127条の規定により7番 桂川雅信議員及び8番 柳生仁議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 では、議会運営委員長の報告をいたします。

過日行いました議会運営委員会について報告をいたします。

皆様のお手元に配付されている定例会の予定表のとおり、本定例会の会期を本日2月28日から3月18日までの19日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第5号までの条例案件、議案第6号の一般議案、議案第7号から議案第13号までの平成30年度会計補正予算、以上については、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までお願いします。

続いて、議案第14号から第20号までの平成31年度会計予算については、上程から提案理由の説明、質疑までお願いし、質疑の後、予算特別委員会を設置し、特別委員会付託としていただきますようお願いいたします。

なお、平成31年度各会計予算の村の方針に関する質疑については、本日の質疑の中でお願いします。

3月1日は議案調査とします。

4日は常任委員会の日程としますので、その中で陳情の付託案件の審査をお願いします。

5日及び6日は議案調査とします。

7日及び8日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。質問者の質問順、質問日の割り振りについては、1日の通告締め切りを待って決定し、当日の日程でお知らせします。

全員協議会については、8日の一般質問終了後及び18日の本会議終了後に行っていた
たく予定です。

11日12日及び13日は、予算特別委員会の日程としますので、その中で平成31年
度各会計予算の審査をお願いします。

14日及び15日は議案調査とします。

最終日の18日は、午後2時から本会議をお願いし、平成31年度各会計予算及び陳
情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上
程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願い
いまして、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から3月18日までの19日
間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの19日間に決定
しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきま
したので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において可決された日米地位協定の抜本の見直しを求める意
見書、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書、灯油
高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める意見書、上伊那の高校再編を
早急に進めないように求める意見書については、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提
出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本会議までに受理した陳情については、議会会議規則第92条の規定により、
お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、
ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村お試し住宅条例の一部を改正する条例の制定につい
て

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第1号について提案説明申し上げます。

例規集は第1巻499-53ページからであります。

提案理由は、東小学校の校長住宅をお試し住宅として使用するため本案を提出する
ものであります。

東小学校の校長・教頭住宅は、本年度改修工事を行いました。最近の利用の状況

から2棟がともに利用されることはほぼないであろうと思われることと、移住・定住
の取り組みを進める上ですぐに使える住まいを確保しておくことが有効であることか
ら、校長住宅をお試し住宅として使用することといたします。

改正内容ですが、第3条で中川村お試し住宅として1棟だけを規定している箇所を
表形式に改め、既存のお試し住宅を小平お試し住宅とし、東小学校校長住宅を中組お
試し住宅として規定いたします。

施行は平成31年4月1日からといたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村地域集会所施設条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第2号について提案説明いたします。

例規集は第1巻1701ページからであります。

提案理由は、牧ヶ原地区の集会所を移転・新築したことに伴い名称と所在地を変更
するため本案を提出するものであります。

牧ヶ原地区の集会所は、地区の皆さんのよりどころとしてだけでなく、村が実施す
る事業の会場としても利用することを想定しております。

そこで、改正内容であります。第2条の表の中の「牧ヶ原団地集会所」を「牧ヶ
原コミュニティセンター」と改め、位置も移転先の番地に改めます。

建物は既に完成しておりまして、昨日竣工検査を行ったところですが、机、椅子の
整備はこれからでありまして、現在の集会所からのいわゆる引っ越しも4月になっ
てからの予定であります。このため、改正条例の施行は平成31年4月1日からといたし
ます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

○4 番 (大原 孝芳) では質問いたします。
牧ヶ原団地集会所を牧ヶ原コミュニティセンターということで、以前から文化施設に近いということで、あの施設をコミュニティーセンターという名前のように、今までの集会所の施設と違ったような使い方をしたいとか、したらどうかっていうような意見が出てくる中で、今回そういう改正はいいことかと思えます。
そして、実際に、例えば今回の条例の中でコミュニティーセンターという名前に変えることばっかじゃなくて、その使い方について、例えば地域の皆さんの、牧ヶ原の地域の皆さんの意見が相当反映されなきゃいけないんですが、細かい使われ方については、法的根拠はどういうようにこれからつけていくか、条例、地域のそういった規約とかの位置づけなのか、村のほかの条例の中で調整していくとか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○総務課長 法的な位置づけというご質問であります。議案第6号でもお願いをいたしますけれども、村の施設を牧ヶ原地区に対して指定管理でお願いをするということになりまして、制度的な位置づけから申しますと、各地区の集会所と同じ位置づけということになります。
実際の運用であります。まだ地区と、大筋合意はできておりますけれども、細かい詰めはまだしている段階であります。基本的には地区の集会所として使っていただくのを大原則として、村で必要なときに地区のほうにお諮らいをしてお借りをするといいますか、調整をさせていただくというような運営を考えているところであります。
なお、これは予算の中でも触れることになると思いますが、あそこにああいった形で建設をしていくという議論の中で、いわゆるエアコンを設置するというふうになりました。これは、ほかの集会所にはない施設でありますけれども、大型のエアコンであります。かなりの電気料が想定をされるという中で、当面、大広間のエアコンに関する部分については村で電気料を負担しつつ、使用料を見ながら、その後どうしていくかは、また地区と相談をさせていただくと、そういう運用をする予定であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
日程第6 議案第3号 中川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは、議案第3号について説明をさせていただきます。
新旧対照表を裏面につけてありますので、あわせてごらんください。
例規集は第2巻の175ページからです。
本案は、厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴って放課後児童支援員の資格要件を拡大するために村条例の規定を改正するものとなります。
平成27年度から村でも放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を国の基準に準拠して制定しました。国の基準では、教員免許法上の教員免許を有する方を放課後児童支援員の資格者とすることができること、さらに、学校教育法の改正により専門職大学の制度が設けられ、専門職大学の前期課程の修了者は放課後児童支援員の資格者とすることができること、また、中学校卒業者について都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講できる資格がありませんでしたが、5年以上放課後児童クラブでの実務経験がある方で村長が適当と認めた場合には受講資格が認められるように規定が改正されました。
改正箇所は、条例の第10条第3項第4号と第5号及び追加の第10号の3カ所となります。
施行は平成31年4月1日からとします。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

○9 番 (鈴木 絹子) すみません。(10)の5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって村長が適当と認めた者というところの規定のようなものってというのは、考え方の基本はどんなようなものですか。

○保健福祉課長 今まで児童クラブにつきましては、児童クラブの研修を受ける受講資格が、こういった中学卒業者とか、資格のない方には認められておりませんでした。ですが、5年以上経験を積んだ方には、村長が適当と認めた場合ですが、受講資格が得られるということで、受講資格を得られれば児童クラブの支援員になれるということになります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。

○議 長 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
 日程第7 議案第4号 中川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 ○住民税務課長 提案理由の説明を求めます。
 議案第4号 中川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。
 上伊那広域連合の新ごみ中間処理施設の稼働に伴う一般廃棄物の処理方法の変更により指定ごみ袋の分類が変更となること及びごみ処理費用有料化制度の見直しについての経過措置の所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。
 例規集は第2巻657ページになります。
 第1条は、中川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条で定める一般廃棄物の処理手数料の別表について改正するものでございます。容器包装以外のプラスチックごみが可燃ごみとして排出することによって変わるため、容器包装以外のプラスチックごみ指定ごみ袋の手数を削除する改正です。
 第2条は、中川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、平成28年条例第21号の一部改正でございます。経過措置の期間について改正するものであり、旧指定ごみ袋はシール式証紙を貼付することで新指定ごみ袋として使用できることを定めた期間を平成31年3月最終ごみ収集日の平成31年3月29日までと期限を限定するものでございます。
 なお、施行期日は平成31年4月1日となります。ただし、第2条については公布の日からの施行となります。
 また、経過措置として、新指定ごみ袋のうちプラスチックごみ指定ごみ袋は、当分の間、燃やせないごみ指定ごみ袋とみなして使用できることについて附則で規定しております。
 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
 ○議 長 説明が終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。

○議 長 討論ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 日程第8 議案第5号 中川村水道布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 ○建設水道課長 提案理由の説明を求めます。
 それでは、議案第5号について説明いたします。
 提案理由ですが、厚生労働省から学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成30年2月16日に公布され、学校教育法改正法において制度化される専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学を卒業した者に相当することとなるため、大学等卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれることとなり、平成31年4月1日から施行されることに伴い、本案を提出するものであります。
 例規集の該当ページは第2巻の2529ページからとなります。
 改正の内容については、別添の新旧対照表での説明とさせていただきます。
 第3条第3号中、下線を引いた部分「若しくは」を「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は」に改め、「した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、終了した後)」を加え、同条第6号中、下線を引いた部分「よる」を「基づく」に改め、同条8号中、下線を引いた部分ですが、「又は水道環境」を削ります。
 次に、第4条第2号中、「した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、終了した後)」を同条第3号に規定する「学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、終了した者)」を加え、同条第4号中、「以外」の次に「の学科目」を加え、「卒業した」を「卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」に改め、同号中、「卒業者」を「卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」に改めます。
 なお、附則で、この条例の施行期日を平成31年4月1日から適用するものとします。
 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
 ○議 長 説明が終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 日程第9 議案第6号 牧ヶ原コミュニティセンター等の指定管理者の指定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 それでは、議案第6号について提案説明申し上げます。
 提案理由は、新たに建設した牧ヶ原コミュニティセンター及び平成31年3月31日をもって指定期間が満了となる4施設について指定管理者を指定するため、本案を提出するものです。
 指定の期間は、いずれも平成31年4月1日からで、牧ヶ原コミュニティセンターについては他の地域集会施設と指定期間の終期を合わせるため平成38年3月31日までの7年間、アンフォルメル中川村美術館と中川村農産物加工施設については平成34年3月31日までの3年間、葛島山村広場とかつらの丘公園については平成32年3月31日までの1年間とします。
 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
 ○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 ○4番 (大原 孝芳) すみません。さっきの何でしたっけ、条例と、またちょっと重複しちゃうと思うんですが、牧ヶ原コミュニティセンターを指定管理するっちゃうことで、今、集会所を指定管理したことって初めてですかね、今までの中で。ですかね。ちょっとすみません、そのところを。
 ○総務課長 地域集会施設につきましては、基本10年間の期間で各地区に指定管理をしておりますので、期間満了の都度、議会にお諮らいをしてお願いをしてくれているものでございますので、今回名称が変わったということがありまして、改めて指定をし直すという、そういうものでございます。
 ○4番 (大原 孝芳) すみません。私のちょっと認識不足で、すみません。
 そうなると、例えば、先ほども課長のほうで言われたように、指定管理とはいえ、扱われ方が多少今までの集会施設とはちょっと違ってくるんじゃないかなと思いますので、例えば、以前も一般質問で聞いたことがあるんですが、じゃあ常時、鍵がかかっているのか、それとか、どういうふうにするのか、これから協議される

んでしょけど、そこに対して、例えば電気料とか水道料の、そういった部分の電力・用水費が、例えばどこかに使われたとか、そういう仕分けとか、何か、やっぱり今までとちょっと違うような問題が多々出てくるんじゃないかと思われるんですが、そこら辺はどんなような検討をされていますでしょうか。
 ○総務課長 先ほどの回答と重複する部分はありますが、お答えをいたします。
 基本的には牧ヶ原地区集会所という位置づけでありまして、現地へ行っていただければ、玄関にも「牧ヶ原地区集会所」と大きな看板を掲げてありまして、「牧ヶ原コミュニティセンター」という名は、その脇につつましくかけてあるという、そういう状況にしております。
 鍵の管理につきましては、地区と村とで両方管理をするというふうにしておる前提でありまして、使用申し込みについては、基本、地区の集会所と同じ考え方で、まず牧ヶ原地区の使用を優先し、村で使用したいときには牧ヶ原地区にお諮らいをしてお借りするという流れを想定しております。
 費用につきましては、既存の牧ヶ原団地集会所と比べますと規模も大きくなっておりますし、設備も充実をいたしましたので、光熱費、相当かかるであろうことは地区の皆さんも覚悟をされているところであります。しかしながら、当初の地区集会所としての設計の中にはなかった大広間への本格的な空調設備が入ったということがありまして、これが稼働しますとかなりの電気料がかかることが想定をされます。この部分については、大型の空調でありまして、いわゆる動力線、3層の電気が来ておりまして、家庭の電灯線とは別のメーターになっております。そのことから、3層の動力線につきましては、当面、まず村で費用負担をしながら、利用の状況を見つつ、その後、将来的にはどうするかは一定期間経過後に地区と相談をさせていただこうというように考えておるところでありまして、大広間の空調は当面村負担、それ以外は地区の集会所と同じように牧ヶ原地区でご負担をいただくという、そういう線で今お話を進めているところであります。
 ○村長 ほかに質疑ありませんか。
 ○8番 (柳生 仁) 牧ヶ原コミュニティセンターは、建設のときに議会のほうでももうちょっと検討できないかっていうことで提案して、しっかり議論した結果、あそこに落ち着いたんですが、そのときに多目的に使うよという言葉もあったんですけども、その部分は今のお話の中でちょっと聞こえてこなかったんですけども、お母さん方が子育ての集まる場所として使いたいっていうような方もあったんですけども、そういったことが可能かどうかお伺いします。
 ○村長 多目的という中に今説明のあった部分があるというふうにお考えいただければいいかと思います。
 ○議長 ほかに質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 これで質疑を終わります。
 次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。再開は午前10時といたします。

〔午前 9時40分 休憩〕
〔午前10時00分 再開〕

○議長 会議を再開します。
お諮りします。

日程第10 議案第7号 平成30年度中川村一般会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第8号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第9号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第10号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第11号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第15 議案第12号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

以上の6議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第10 議案第7号から日程第15 議案第12号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、初めに議案第7号 平成30年度中川村一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。
予算書に沿って説明をさせていただきます。
第1条 歳入歳出予算の補正は、規定の予算額からそれぞれ1,590万円を減額し、総額を35億7,900万円とするものであります。
第2条 繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費を定めるもので、第2表によるものであります。
第3条 地方債の補正は、第3表によるものであります。
今回の補正は、歳入歳出ともに、年度末を迎えて執行実績及び最終見込みによる予

算の調整が主なものであります。

1ページから第1表 歳入歳出予算補正に款項別の補正額及び補正後の予算額を掲載してございますので、ご確認をお願いします。
詳細につきましては事項別明細書でご説明をいたします。
5ページをごらんください。

第2表 繰越明許費であります。平成30年度内に事業完了が困難な事業について平成31年度に予算を繰り越して実施するものであります。
総務費、庁舎管理費の非常用発電装置更新事業は、当初予定しておりました発電装置が製造中止となったため、設計段階で計画を見直し工事を発注いたしました。資材の調達に時間を要し年度内での完了が困難になったため、事業を繰り越すものであります。
土工費、観光施設管理事業の陣馬形の森公園駐車場及びトイレ建設事業は、施工地内にある電柱の移設のおくれにより、残った工事を繰り越すものであります。
土木費、道路橋梁費は、5路線の道路改良・修繕工事ではありますが、それぞれ設計変更や起債充当による増工等により年度内での完了が困難であるため、繰り越し施工するものであります。
6ページ、教育費の小中学校教室エアコン設置事業は、12月の補正予算第3号で計上した国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業ではありますが、当事業につきましては、御案内のとおり、全国的な工事発注により機器の調達と施工に時間を要し年度内での完了が困難であるため、事業を繰り越すものであります。
災害復旧費の林道施設災害復旧事業、林道四徳東線は、現場が四徳の奥地で、工法的にも冬期間での施工が困難なため、繰り越し施工するものであります。
7ページ～8ページ、第3表 地方債補正は、変更と廃止であります。
変更は、それぞれの事業について事業費の確定見込みにより起債充当額を調整するものであります。後ほど歳入でご説明いたしますけれども、陣馬形の森公園トイレ改修事業につきましては、企業版ふるさと納税により新たに1,000万円のご寄附をいただき、これを充当するため、過疎債での借り入れ分を減額し、村道整備維持管理事業の一部を振りかえるものであります。
廃止につきましては、県営農村災害対策整備事業に係る公共事業等債ではありますが、県営事業の負担金については起債を充当せず一般財源で賄うこととしたため、廃止をするものであります。
歳入歳出補正予算の内容につきましては、9ページからの事項別明細書をごらんください。
なお、決算見込みによる予算調整が主でございますので、主なもののみの説明とさせていただきます。
初めに歳入であります。11ページ、1款 村税は収入見込みによる補正で、法人村民税は143万2,000円の増額、固定資産税は199万9,000円の減額、入湯税は60万7,000円の増額であります。この中で固定資産税の減額につきましては、ソーラー

発電事業者の倒産により今年度内の納付が見込めない償却資産に係る固定資産税分を減額するものであります。

12 ページの 3 款 利子割交付金は、交付額の決定により 34 万 4,000 円の増額。

13 ページの 15 款 使用料及び手数料の総務使用料と土木使用料は、収入実績による補正で、合わせて 73 万 1,000 円の増額であります。

14 ページ、国庫支出金、国旗負担金の児童福祉費負担金、子どものための教育保育給付費 3 万 6,000 円は、施設型給付費の追加。

社会福祉費負担金 20 万 1,000 円の減額は、国民健康保険事業、介護保険事業に係る国庫負担金の決定による減額であります。

総務費国庫補助金、衛生費国庫補助金の減額も、それぞれの事業に対する補助金の額の決定による減額であります。

15 ページの 17 款 県支出金の負担金、補助及び委託金は、いずれもそれぞれの事業に対する負担金、補助金等の額の決定及び見込みによる補正で、県支出金全体で 371 万 4,000 円の減額であります。

17 ページ、18 款 財産収入、財産運用収入は、教員住宅貸付料収入の増であります。

18 ページ、19 款 寄附金であります。総務費の寄附金 30 万円と社会教育費寄附金 10 万円は、それぞれ村内個人からの御厚志であります。

ふるさと応援寄附金は、現時点での寄附実績により 244 万円を減額するもので、ちなみに、これまでの実績は 17 件で 56 万 2,000 円のご寄附をいただいております。

企業版ふるさと納税 1,000 万円の追加は、東京に本社を置くヤマウラ企画開発株式会社様より陣馬形山魅力創造プロジェクト事業に対してご寄附をいただいたものであります。今年度、同事業に対していただいた寄附金は、当初の伊那食品工業様よりいただいた寄附金と合わせて 2,000 万円になりました。改めて貴重なご寄附をいただきました皆様に御礼を申し上げたいと思います。

19 ページ、22 款 諸収入は、いずれも収入実績及び見込みによる増減で、雑入の 13 総合賠償保障保険金 7 万 2,000 円は、公用車の事故の損害賠償金に対する保険金であります。

78 コミュニティ助成事業の村づくり事業 300 万円の減額につきましては、今年度、宝くじ助成事業、3 件申請をいたしました。不採択となった 2 件分を減額するものであります。

20 ページの村債であります。第 2 表 地方債補正でご説明した地方債の変更及び廃止によるもので、全体で 1,780 万円の減額であります。

続いて歳出についてご説明をいたします。

21 ページから、2 款 総務費、一般管理費は、執行見込みによる不足額 56 万円を追加するものであります。補償、補填、賠償金の 7 万 2,000 円につきましては、先ほどご説明をいたしました公用車の事故に係る損害賠償金であります。

02 文書広報費、文書費の役務費 32 万 4,000 円の増額は、村発足 60 周年記念事業等で例年より郵便料が増えたための追加。

C A T V 事業の委託料 128 万 6,000 円の減額は、昨年度の C A T V 伝送路高度化工事により撤去いたしました既設の木柱の処分費であります。払い下げにより全て処分できたため全額を減額するものであります。

22 ページ、会計管理費は、プリンター用のトナーカートリッジ等の事務消耗品の不足を補うため 11 万 2,000 円を追加。

05 の財産管理費、庁舎管理費は 7 万 9,000 円の増額であります。主なものは、昨年基幹集落センターにエアコンを増設したことや、特に夏場の電気使用量が増えたため、電気料 20 万円を追加するものであります。

06 企画費の企画総務費は、全体で 777 万 9,000 円の減額であります。主なものは上伊那広域連合負担金 757 万円の減額で、情報センター関係費の減額が主な要因であります。

23 ページ、ふるさと応援寄附金関連事業は、今年度の寄附実績見込みにより返礼品関係経費 115 万円を減額するものであります。

村づくり事業は 355 万 7,000 円の減額で、主なものは先ほどご説明をしましたコミュニティ助成事業補助金の 2 件分 300 万円の減額などあります。

中川村 60 周年記念事業は、今年度計画をしておりました一連の記念事業が終了したことにより 211 万 9,000 円を減額いたします。

地域おこし事業は、地域おこし協力隊及び集落支援員の賃金と活動費であります。今年度予定しておりました協力隊 1 名分の採用がなかったこと等により 361 万 5,000 円を減額するものであります。

25 ページの地方創生推進事業は、主に婚活事業関係費の減額であります。今年度、首都圏での婚活イベントへの参加がなかったこと等により 40 万 2,000 円を減額、地方創生拠点施設管理事業は、小平のお試し住宅の敷地の土どめ工事 38 万 8,000 円の減額であります。

09 の村営バス運営事業は、燃料価格の高騰等により燃料費 15 万円を増額し、自家用車有償運送事業利用料割引負担金を同額減額するものであります。

26 ページの諸費、自治振興費 110 万 7,000 円は、牧ヶ原コミュニティセンター建設事業に係る補正であります。その中の備品購入費 213 万 7,000 円の追加は、議案第 2 号の提案の際にもご説明いたしましたとおり、当施設につきましては、主には牧ヶ原地区集会所として利用していただくとともに、村や教育委員会などの事業でも利用する計画であるため、当初から利用できるように会議用の机、椅子を整備するものであります。

補填、補償及び賠償金の減額は、電柱の移設費用について電力会社との協議により無償での移設となったため減額をするものであります。

防犯対策費は、防犯灯の点検結果により不備が確認をされました防犯灯の修繕料として 16 万 2,000 円を追加するもの、防災対策費は費目内での予算の過不足の調整であります。

11 の財政調整基金費は、基金への積立金として 40 万円を追加するものであります。

27 ページのふるさと応援寄附金は、寄附実績に合わせて積立金を減額するものであります。

02 の徴税費は、職員の時間外勤務手当の追加と大規模災害時の罹災証明書を発行する際に必要な器具等の購入費として 4 万 7,000 円を追加するものであります。

以下、04 の選挙費の村議会議員一般選挙費、県知事選挙費、次の指定統計費、監査委員会費は、執行実績及び見込みによる予算の調整と不用額の減額であります。

続いて、飛びまして 30 ページ、3 款 民生費であります。01 の社会福祉費の社会福祉総務費は 29 万 5,000 円の増額で、家庭相談員賃金の不足分の追加と今年度内に開催する民生児童委員推薦会委員の報償費の追加であります。

補助金 20 万円は、特別養護老人ホーム越百園に隣接するマレットゴルフ場の施設整備費に対する補助金で、当施設につきましては、越百園利用者のほか、地域住民も多く利用することから、住民福祉向上のため、中川村、飯島町、両町村からも補助金を交付するものであります。

福祉医療費給付事業 333 万 3,000 円は、福祉医療費の給付実績及び見込みにより予想される不足を追加するもの。

国民健康保険費と以下老人福祉費の介護保険事業、後期高齢者医療運営事業の繰出金及び負担金の補正につきましては、それぞれ各特別会計の決算見込みによる補正であります。詳しくは各会計の補正予算でご説明をいたします。

31 ページ、老人福祉施設管理費の工事請負費 126 万円は、高齢者憩いの家給水ポンプ 2 系統のうち 1 系統のポンプが故障しており、取りかえを行うものであります。

児童福祉費、児童福祉費の負担金、補助及び交付金 24 万 2,000 円は、伊南病児・病後児保育事業及び施設型給付費の実績見込みによる増額であります。

扶助費は、今年度、給付件数が少なかったため 90 万円を減額するものであります。

32 ページ、保育所費であります。土曜保育の時間の延長や途中入所による園児数の増加に対応するため代替保育士の勤務日数を増やしたことなどにより賃金 55 万 2,000 円の増額と、施設修繕料等、需用費の 36 万 9,000 円の追加であります。

子育て支援事業 17 万 8,000 円は、つどいの広場バンビーニの男女トイレの修繕料であります。

33 ページ、4 款の衛生費であります。保健衛生費は、各事業、各費目にわたって実績及び見込みによる不用額の減額であります。

母子保健事業の委託料補助金の減額は、今年度、母子健康手帳申請件数、出生数とも、ともに少なかったことによるもので、ちなみに、昨年 4 月からことしの 3 月末まで、30 年度中の出生数は 22 人程度ということでございます。

予防費から 34 ページの保健センター管理費までの各費目も執行見込みによる調整であります。環境衛生費の委託料 49 万 6,000 円の減額は業務委託料の入札差金分、伊南行政組合及び上伊那広域連合負担金は今年度分の負担金が確定したことによる減額、浄化槽整備事業補助金は合併浄化槽設置件数が増えたため 36 万 2,000 円を追加するもので、今年度 7 基の設置がございました。

続いて 35 ページの 6 款 農林水産業費、農業費であります。03 農業振興費、水田農業対策事業の補助金 139 万 6,000 円の減額は、県の水田農業経営確立推進指導事業補助金により実施を予定しておりました中川村地域農業再生協議会の事業について補助対象外となったため、同協議会への補助金を減額するものであります。

人・農地問題解決事業は、中間管理事業経営転換協力金を交付実績により減額するものであります。

36 ページの農地費、農地総務費の多面的機能支払交付金事業は、資源向上支払（長寿命化）交付金 300 万円の減額。

農業集落排水事業費は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の確定により 130 万円を減額するものであります。

37 ページ、林業費、林業振興事業の補助金 12 万 6,000 円は上伊那森林組合の高性能林業機械導入に対する補助金で、国庫補助残、そのうちの 15% を上伊那 8 市町村が支援をするもので、中川村の負担分は 8% であります。

38 ページ、7 款 商工費の観光費、観光施設管理事業の工事請負費 31 万円は、陣馬形の森公園駐車場整備工事の増工分、補償、補填及び賠償金 120 万円の減額は、工事に支障となる電柱の移転について、電気事業者との協議により無償での移転となったため減額をするものであります。

地場センター管理事業の委託料と負担金は、地場センターの防火扉の点検業務について、当初は村で実施する予定でありましたが、チャオの運営協議会で実施することになったため、委託料 44 万 9,000 円を減額し、村の負担分 21 万 2,000 円を負担金として計上するものであります。

ふれあい観光施設管理事業、委託料の 16 万 2,000 円の減額は、今年度の望岳荘施設等検討委員会の中では具体的な施設改修計画の検討までには至らなかったため、図面作成委託料分を減額するものであります。

39 ページの 8 款 土木費であります。道路橋梁費、道路維持費は 193 万円の増額で、使用料及び賃借料 63 万円は除雪、融雪剤散布等の機械の借り上げ料で、実績見込みによる追加、工事請負費は過疎債のソフト費により緊急性の高い箇所个村道維持工事を行うため 130 万円を増額。

道路新設改良費は 330 万円の増額であります。事業執行見込みにより委託料、土地購入費、補償費を減額し、増工分の工事請負費を追加するものであります。

04 の都市計画費の都市計画総務費、公共下水道事業費は、公共下水道特別会計の決算見込みにより繰出金 400 万円を減額するものであります。

40 ページ、公園管理費は、光熱水費とラ・メゾン中組南側の緑地整備工事の増工分で 9 万円の増額。

住宅費の住宅管理費は、公営村営住宅入退去に伴う一般修繕及び牧ヶ原団地内の施設の維持修繕費で 40 万円の追加であります。

続いて 41 ページ、9 款の消防費であります。常備消防費は広域消防本部負担金の減額、非常備消防費と消防施設費は、それぞれ実績及び見込みによる不用額の減額と

額の増額であります。

42 ページ、10 款の教育費であります。教育総務費の教育委員会費及び事務局費は、執行見込みによる不用額の減額と調整で、A L T 事業の 15 万 2,000 円は A L T 派遣委託料不足分の追加であります。

43 ページ、学校給食費も執行見込みによる調整で、全体で 5 万 6,000 円の減額。

02 小学校費と 03 の中学校管理費につきましても、全体的に執行見込みによる不用額の減額であります。小学校管理費の水道料の減額が少し多くなっておりませんが、これは猛暑によりプールの使用日数が減ったことなど、それから賃金は、小学校の特別支援教育補助員、中学校の日本語支援員の勤務日数が減少したことにより減額となっております。

45 ページ～46 ページの社会教育費につきましても、各事業、各費目にわたって執行見込みによる予算の過不足の調整であります。その中で、45 ページの歴史民俗資料館管理事業の備品購入費 10 万 8,000 円は、歳入でご説明をいたしました村内個人方からいただきました寄附金 10 万円を充てて収蔵物の収納用たんすを購入するものであります。

47 ページ、17 款 公債費の利子は、執行見込みにより 116 万 9,000 円を減額いたします。

最後に、48 ページ、予備費 2,608 万 1,000 円を増額し、収支の調整を行うものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 8 号 平成 30 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 100 万円を減額し、予算の総額を 4 億 7,900 万円とするものです。

国 5 ページからの歳入ですが、主には本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

国保税は、一般被保険者分の増と退職被保険者数の減により 38 万 7,000 円の増を見込みます。

国 7 ページの 13 款 繰入金は、保険基盤安定繰入金が確定したため 135 万 3,000 円の減とします。

続いて国 9 ページからの歳出の主な内容ですが、1 款 総務費の 3 万 6,000 円の減は上伊那広域連合負担金の減によるものです。

国 10 ページからの 2 款 保険給付費は、一般被保険者療養費が不足する見通しのため 20 万円の増を見込みます。

国 11 ページの予備費で収支を調整いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第 9 号 平成 30 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 950 万円を追加し、予算の総額を 6 億 4,300 万円とするものです。

歳入の主な内容ですが、介 6 ページの 4 款 国庫負担金の 89 万 4,000 円の減は、本年度の国の負担分として確定が見込まれる学への更正減で、国庫補助金の 172 万 8,000 円の減は現時点で交付が見込まれる額への更正減です。

介 7 ページの 5 款 支払基金交付金の 501 万 8,000 円の減は、本年度分で確定が見込まれる額及び現時点で交付が見込まれる額への更正減です。

介 8 ページの 6 款 県支出金ですが、県負担金及び県補助金を合わせて 24 万 1,000 円の増は、本年度分で確定が見込まれる額及び現時点で交付が見込まれる額への増または減です。

介 9 ページの 10 款 繰入金は、一般会計からの繰入金と介護給付費準備基金からの繰入金で、保険給付費の大幅な増額により基金から 1,500 万円を取り崩して対応します。

介 10 ページからの歳出の主な内容ですが、1 款の総務費では、委託料が 20 万 6,000 円の増、上伊那広域連合負担金 20 万 6,000 円の減により、1 款全体で増減はありません。

介 11 ページの 2 款 保険給付費は、居宅サービス、地域密着型、施設サービスなど、介護サービス給付の大幅な増加により高額介護サービスを含めて 1,000 万円の増となります。

介 13 ページの 8 款 諸支出金は、29 年度支払基金への償還金が生じなかったため 46 万 9,000 円の減とするものです。

介 14 ページの予備費で収支を調整いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第 10 号 平成 30 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、予算の総額を 5,520 万円とするものです。

後 5 ページの歳入ですが、1 款 後期高齢者医療保険料の 277 万 9,000 円の増は、被保険者数の増による今年度分の見込みと滞納繰り越し分の確定によるものです。

後 6 ページの 4 款 繰入金の 5 万円の増は、29 年度精算分の減と一般会計からの保険基盤安定繰入金の確定によるものです。

後 7 ページの 5 款 繰越金 16 万 7,000 円の増は額の確定によるもので、後 8 ページの 6 款 諸収入 4,000 円の増は延滞金の実績見込みによるものです。

後 9 ページからの歳出ですが、1 款 総務費の 2 万 3,000 円の減は、上伊那広域連合負担金の変更によるものです。

後 10 ページの 2 款 広域連合納付金 300 万円の増は、保険料の増と保険基盤安定繰入金の増に伴うものです。

後 11 ページの 4 款 予備費で収支を調整いたしました。

○保健福祉課長

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長 議案第 11 号 平成 30 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 144 万 7,000 円を減額し、総額を 2 億 600 万円とするものです。

歳入は、1 ページにありますように、新規接続に係る負担金 215 万 3,000 円の増額等により一般会計からの繰入金を 400 万円減額します。

歳出は、8 ページになりますが、総務費の負担金を 108 万円減額、維持管理事業の電気代を 25 万円増額し、10 ページ、予備費を 61 万 7,000 円減額して収支調整をしたものであります。

次に、議案第 12 号 平成 30 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 69 万 5,000 円を増額し、総額を 1 億 6,600 万円とするものです。

歳入は、1 ページにありますように、新規接続にかかわる負担金 140 万円の増額等により一般会計からの繰入金を 130 万円減額します。

歳出は、8 ページになりますが、維持管理費の工事費について新規接続に伴う取り付け管設置工事の 30 万円を増額し、10 ページ、予備費を 39 万 5,000 円増額して収支調整をしたものであります。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、議案第 7 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 13 号 平成 30 年度中川村水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第 13 号 平成 30 年度中川村水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的収支では実績に伴う水道使用料の増額と総係費の不足を計上するものです。

また、資本的収入では、負担金を増額して計上するものです。

予算書本文、第 2 条で収益的収支、水道事業収益の営業収益に 100 万円を追加し、収入総額を 1 億 2,851 万 2,000 円とし、水道事業費用の営業費用に 15 万 7,000 円を追加、支出総額を 1 億 1,746 万 5,000 円とするものでございます。

また、第 3 条で資本的収入、分担金及び負担金を 10 万 8,000 円増額し、総額を 746 万 8,000 円とするものです。

収支の不足額は、同条記載にありますとおり 5,323 万 2,000 円となりますが、勘定留保資金等で補填することとします。

それから、第 4 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 15 万 7,000 円増額し 1,781 万 8,000 円とするものです。

8 ページ、予算実施計画明細書をごらんください。

収益的収入では、営業収益の給水収益に水道使用料 100 万円を計上します。

9 ページ、収益的支出では、営業費用の総係費に法定福利費 15 万 7,000 円を増額します。

続いて 10 ページの資本的収入ですが、分担金及び負担金の負担金に水道加入金 10

万 8,000 円を計上しました。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予定キャッシュ・フロー計算書、30 年度の予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時 30 分とします。

〔午前 1 0 時 4 0 分 休憩〕

〔午後 1 時 3 0 分 再開〕

○議 長 会議を再開します。

お諮りします。

日程第 17 議案第 14 号 平成 31 年度中川村一般会計予算

日程第 18 議案第 15 号 平成 31 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 19 議案第 16 号 平成 31 年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第 20 議案第 17 号 平成 31 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 21 議案第 18 号 平成 31 年度中川村公共下水道事業特別会計予算

日程第 22 議案第 19 号 平成 31 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算

以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 17 議案第 14 号から日程第 22 議案第 19 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは、平成 31 年度の予算の提案説明に先立ちまして村政運営の基本方針について説明をさせていただきます。

三菱総合研究所、11 月 15 日に発表しました 2018・2019 年の経済見通しの中で、海

外経済は、アメリカは減税効果が一巡したことに加えて米中貿易摩擦や長期金利上昇で 2 % 程度まで成長が減速する、ユーロ圏については海外需要の減速を背景にして輸出、生産の伸びが鈍化し、これが懸念され 1 % 台後半の成長にとどまるだろうと、こういう予想をしております。

世界で 2 番目の生産力の中国は、政府によるインフラ投資や減税、緩和金融政策が景気を支えてはいるものの、米中貿易摩擦による輸出の下振れが重荷となり 6 % 台前半に減速するものと見ておりまして、経済成長が著しく、世界を牽引する条例にはないというふうに見ているようであります。

我が国の経済は、内閣府が 2 月 14 日に発表しました 2018 年 10 月 12 月の 3 四半期の GDP につきまして、年間換算は 1.4 % 増で、西日本豪雨災害等、自然災害を経験した影響が薄れ、個人消費や設備投資を中心に内需が持ち直しているというふうに見ております。

財務省長野財務事務所が 1 月 31 日に発表しました最近の県内経済情勢によりますと、個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動は、電気、機械などを中心に、これも回復をしていて、雇用情勢も改善している、先行きにつきましては海外経済の動向に注意する必要があるというふうになっております。

12 月 30 日に発効いたしました T P P 11、これにつきましては、輸入農産物で関税即撤廃のジュース、ワインから、段階的に軽減化する牛肉、米の輸入枠を設けるなど、この影響が懸念されるとともに、日欧 E P A の畜産物の関税引き下げ、日本の畜産農家を追い詰める心配、さらに、これから米国との自由貿易協定 E P A の交渉は、T P P 11 の土台の上にさらなる譲歩を求められるのは必死であります。畜産農家に限らず。農家、農村にとっては非常に重い課題となっております。

さて、国は、平成 31 年度の予算案を示しております。一般会計予算の規模は 101 兆 4,571 億円で、対前年度比 3.8 %、3 兆 7,443 億円増の初めて 100 兆円を超える過去最大の予算規模となりました。一般歳出は 61 兆 9,639 億円で、前年対比 5.2 %、3 兆 680 億円増と 8 年連続の増額となっております。

地方自治体の関心事であります総務省の関連予算を見ますと、地方財政の健全化につきましては、国税収の伸びに伴いまして地方交付税交付金等は 15 兆 9,850 億円と前年比 4,701 億円を確保しております。地方単独事業に補填をされます特別交付税を合わせまして 16 兆 1,809 億円となり、前年度をおよそ 2,000 億円上回る額が確保されております。

消費税率引き上げの対応として、幼児教育無償化の円滑実施のため、31 年度に要する経費全体を国が負担し 2,349 億円を交付するなどとなっております。

10 月から消費税率引き上げによる税収増を財源にして、自動車税環境割及び軽自動車税環境性能割の制度の導入で臨時的に減収となる代替措置としまして減額する全額を地方特例交付金で措置すること、地方交付税不足を臨時財政対策債 4 兆円で補っているところを 7,000 億円ほど抑制し、地方財政の健全化を図るなどの新たな施策を盛り込んだ内容となっております。

一方、県の一般会計予算を見ますと、総額 8,859 億円で、対前年度比 4.7%、395 億円増となっております。国の緊急対策予算を積極的に活用し、防災・減災事業に 386 億円を計上したことが大きく、この事業を除けば 10 億円の微増というふうになっています。平成 30 年度からの新たな県政運営指針、総合 5 カ年計画の展開を具体化する予算とされておりまして、開会中の 2 月定例県議会で審議をされているところでありませ

す。こうした経済情勢や国の施策と国家予算、関連する長野県予算案を見つつ、平成 31 年度が最終年度となる第 5 次総合計画や過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略などの計画を基本としまして、村長公約であります 1 農業と商工業を大いに盛り上げる、2 出産から子育て支援をさらに充実し、元気に子どもたちの育つ村づくりを進める、3 要介護・要支援者、障害者を地域で支える事業を進める、4 都市からの移住促進、定住化を進める、5 なかがわ応援基金を創設し、日本で最も美しい村づくりに磨きをかける、6 村民の安全と安心な生活を支えるといった 6 つの公約を一つ一つ実現することを見ながら事業化、予算化を図りました。

村発足 60 年に当たる昨年は、さまざまな記念事業を企画、実施をしまして村民の皆様とともに祝い、持続可能な村づくりをともに進める共通の思いを確認してまいりましたが、折り返し点の年に当たる本年は、村づくりの次期計画を定める年でもありますし、将来を見据えた計画をまとめてまいります。

昨年は、7 月の西日本豪雨災害、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、各地で大きな災害が発生した年でもありました。2011 年 3 月の東日本大震災以降、火山の噴火等の自然災害が毎年起きております。洪水・土砂災害に対する備えはもとより、南海トラフ連動地震にも備えるよう、村民全体の危機管理意識・体制を前に進める必要があると考えております。

事あるごと申し上げてきたことは、村の人口が毎年 60 人ほど減少し続けております。少子化と高齢化はとめようがないとしても、中川村を暮らしやすく子どもが育てやすい、かつ一線を退きつつも第 2 の人生をこの中川の地でという多くの皆さんにこの村を選んで移住していただく施策を打ち出して、社会増を図らなければなりません。

日本で最も美しい村の資源を生かし、将来、高速交通網ができ 3 大都市圏との時間距離が短くなる中で、村の立ち位置も広く知られるように準備を進める必要もあります。

村の課題であります少子化と高齢化への対応、地域力の維持、子育て支援、豊かな村の農産物の海外への売り上げ増、農家民泊、観光農業の振興等につながる中心組織であります（仮称）中川村交流センターの設立を意識しつつ、それぞれの業務運営、農業の 6 次産業化のさらなる進展を目指して、地域おこし協力隊及び農地相談、地域づくりを担う集落支援員などの人材を確保して配置することに主眼を置きまして予算を立てました。

それでは、村の総合計画の 4 つの基本目標に沿いまして、公約を反映した施策について説明いたします。

お手元の一般会計概要の中の資料 3-1 以下を見比べていただきながらお願いをしたいと思います。

まず、基本目標の 1 つ目であります誰もが安心して元気に暮らせる村づくりを進めるためについてであります。行政の行うべき基本的な仕事であります村民福祉の維持・向上、保健・医療の確保と充実について申し上げます。

本村の子育て支援は中川村子ども・子育て支援事業計画にあり、それに基づいて実施事業化を図ると同時に、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境を整えていくこととしております。

つどいの広場バンビーニは、村内外からの子どもや親の育児の情報の交換や出会いの場として、またさまざまな子育てについての相談、指導の場として引き続き充実した運営がされておりますが、開設当初の目的でありますお母さんを孤立させない、親同士が交流できる場の原点に戻り、子育てのストレスから親を開放し、何でも話せる集いの場になるように、利用料、利用者登録料を無料にいたします。このことによりまして中川村子育て支援施設バンビーニの特徴を發揮させてまいります。

子育ての中で、大切な子どもを預かる保育園につきましてもは中心的な位置を占めております。保育環境を施設面から整えてまいります。昨年、みなかた保育園の全保育室及び事務室に空調設備を整えました。平成 31 年度には、みなかた保育園のプールサイドの塗装、片桐保育園の地震時の窓ガラスの飛散防止工事を行います。

国は、幼児教育の無償化の実現のため消費税率を 10% に引き上げる増収分の使い道を見直し必要な財源を確保しようとしておりますが、平成 31 年度に限り交付金措置を行います。ただし、保育園給食の副食費につきましてもは保護者負担を原則としておりまして、交付金にはこれを含めない考え方でありませ

す。村は、副食費相当を給食費に含めておりまして、別途、今、徴収はいたしておりませ

ん。保育料につきましても、子育てしやすい、少しでも保育料の安い自治体を目指す中で、第 3 子以降、3 歳以上児の保育料無料となる場合の制度を独自に設けるなどしてあります。副食費無償となっている世帯からの徴収は十分検討すべき課題であることに留意しつつ、当初予算では現行の保育料徴収で予算を設定いたしてあります。

お子さんの誕生を祝い、負担の軽減に役立てていただくために、引き続き第 1 子からの出産祝い金を給付してまいります。

お子さんの特性、親の心配をしっかりと受けとめ、親子ともに学び成長する場として定着してきましたおひさまクラブ、これを引き続き運営してまいります。

子育てで悩み、子どもを虐待するケースが全国的に見られるようになっております。子どもの命と権利を守るため、子育て短期支援事業を実施してまいります。不要になることを願いながら、最少となる予算を確保いたしました。

次に、青少年育成と家庭を含めたきめ細かな支援について申し上げます。

少年スポーツクラブの運営や子ども育成会の開催など、熱意ある指導者、地域の皆様に支えられて子どもたちの育ちがあります。引き続き健全育成のための予算を確保し、それぞれの皆さんの支援等を行ってまいります。

家庭で子どもが守られ、健やかに成長するように見守り、のびのびと育つ環境をつくってまいります。児童虐待だけでなく、放任も重大な罪であります。また、子どもの引きこもりは、本人も家庭も重く苦しいものだと想像しております。社会福祉士資格の職員を保健福祉課に正規配置し、教育委員会の教育相談員、民生児童委員、人権擁護委員の皆さんと連携をして取り組みを強化してまいります。子ども育成推進会議でのケース分析、検討を行い、家庭に入り寄り添った支援も進めてまいります。

上下伊那各地に分散する高校の通学を後押しする高校生通学支援を引き続き行いまして、バス通学につきましても補助の対象として拡充をしております。

次に、高齢者・障害者福祉の推進について重点を申し上げます。

まず、高齢者福祉の推進につきましては、高齢者の皆様が高齢者憩いの家など外に積極的に出かけていただき、心身若さを保ち続けられるように、移手段の充実と利用の普及を進めます。

また、高齢者の日常生活を支えるため、デイサービス、福祉有償運送、生活指導員等派遣事業を村社会福祉協議会などに委託をして実施をいたします。

住みなれた自宅で介護をされている御家庭も、事あるときの家族にかわる緊急時宿泊を利用されるケースが増えております。通所施設側の負担の軽減を図る目的で、宿泊日数に応じて施設側の支援を新設いたします。

また、できるだけ長く身の周りのことが自身でできるように、介護予防教室などへの参加する機会を増やすために、地区、地域とともに進めてまいります。

同時に、生きがいを持ちながら社会の中での働き手として確たる位置を占めるシルバー人材センターの活動を補助してまいります。

福祉タクシー券が年々利用いただけるようになってまいりましたが、平日の昼間、御家族による送迎が困難で通院等ができない高齢者の方もいらっしゃいます。日中独居となる高齢者の方には、利用目的を限定し福祉タクシー券を交付し、移手段を確保してまいります。

障害のある皆さんの福祉サービスは、権利として保障されなければなりません。そのため、障害者施設入所、短期入所、生活訓練及び児童デイサービスなど、自立支援給付を継続して実施いたします。伊那・飯田養護学校への通学を、障害者地域支援事業の区分であります移動支援事業として利用可能に拡充をいたします。

関係する皆様の長年の思いでありました障害者グループホームが立ち上がります。障害者グループホームなど、福祉施設設立補助制度を設けてまいります。まずは、グループホームの設立支援を行ってまいります。

次に、保険、医療並びに福祉医療の充実について申し上げます。

保健事業につきましては、特定健診、各種がん検診等の受診者を数、率とも高めるよう取り組むと同時に、再検査を受けてからの食生活、運動などの改善を図るため、職員の能力を發揮し、それぞれの場面でしっかりと支援をしております。

国保加入被保険者の特定健診受診者に対する特定保健指導及び早期・継続保健指導がきちんと継続されておまして、糖尿病から人工透析に移行する被保険者の率は下

がってまいりました。保健師、管理栄養士及び運動指導士の連携強化と、健康寿命を延ばすキーワードでありますよくかんで食べることができる口腔の健康を保つ観点から、医師、歯科医師との連携を強め、村民の健康の保持に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、産後ケア・乳房ケア事業を乳児の母までに期間を伸ばし、出産後にかかりやすい産後鬱・新生児虐待早期発見のため、産後健診に取り組みをいたします。母子保健を一層充実したものにするため、助産師を正規に配置いたします。

18歳までの乳幼児医療及び障害者等対象の福祉医療につきましては、現行の制度を保持し、原則、医療機関窓口での負担なく医療機関の受診ができるように、継続して取り組みをいたします。

次に、学校教育、社会教育の充実を図ります。

小中学校の学びの環境を引き続き整えます。

施設面では、小中学校の施設の老朽化等に対して修繕等を進めるとともに、衛生管理がされた施設でおいしい安心な給食を食べていただくために、給食センター調理職員の休憩室の拡大、職員トイレの分離及び事務室の拡張工事を行います。

学校教育におけるICT教育環境を整えます。そのため、教職員用パソコンの動作ソフトのサポート期限が来年1月に到来をいたします。そのため、生徒用パソコン、教師用パソコンの新規の購入、更新と各教室に無線LAN環境を整備いたします。タブレット型パソコンは順次購入をいたしますが、初年度においては必要最小限の機器類を購入することといたします。庁舎におきましてもシンクライアントシステムの基本ソフトのサポート期限が到来することを踏まえ、サーバーの更新も行い、更新に当たっては高度情報化基金を財源として、これらを整備いたします。

日々の授業を通して系統的に思考し体系的に知識を得ることが義務教育に求められることと思います。教科内容の高度化と低学年化が進む中で、理解を十分にできないまま授業が進む現状と、部活動など忙しく授業を振り返ってみる機会が少ない現状を受けて、地域未来塾が昨年始まりました。経験豊かな講師陣のご協力をもう一回り広げていただき、小学生未来塾を開講し、開講時間も増やしてまいります。児童生徒がわかるようになりたいという思いが未来塾に結びつくように、講師の先生方を支援いたします。

信州型コミュニティ・スクール、キャリア教育をさらに進めるための専門員を配置し、将来どういう職業につくのか、社会につながる学びを深める取り組みを進めてまいります。

社会教育の推進のために図書館事業、公民館事業をさらに充実するように努めてまいります。

社会体育につきましても、スポーツ団体の育成、さわやかウオークの実施についても継続して継続して補助を行ってまいります。

中川村の文化の継承と創造を進めていくために各種施設の維持管理費、指定管理料等を引き続き計上いたしております

歴史民俗資料館を初めとする周辺施設のあり方の検討を引き続き行っていただき、第6次総合計画に反映されるようお願いをいたします。

また、小学校3年生以上を対象にした中川村郷土学習資料の執筆、編さんを通して年度内完成を目指します。

基本目標1の最後に、安全と安心の確保について申し上げます。

村民の命と財産を守るため、それぞれの仕事を持ちながら消防団が活動しております。夜勤・交代勤務等のある中で自主的に活動する消防団を装備面での近代化を計画的に図る一環として、土砂災害・洪水警報発令の中での監視、巡視を初め、避難要援護者の介助避難、水防出動など降雨の中での出動があります。また、要請により人の捜索も、降雨の中あるいは降雪の中など厳しい気象条件の中での活動となるため、夜間も視認性のよい統一した雨具を装備してまいります。また、出動、待機の拠点であります各部の詰所の建てかえ、更新を行い、ポンプ積載車の運転には積載車重量により中型免許等が必要になることから、免許取得に必要な免許講習費用助成を新たに始めます。

消防団活動を支える御家族の理解と協力に伝えるために、消防団員商品券配布を継続して実施いたします。

防犯、防災に関しましては、現在設置済みの防犯灯の維持、管理と地区からの申請により新設設置の助成等を進めます。

通学距離が長く防犯灯が少ない村道には、学校PTAの皆様の調査と設置要望に継続的に応えてまいります。今年度は、1通学路線を対象に防犯灯を設置、整備してまいります。

大草の防災拠点に基幹集落センターがあり、片桐地区の防災拠点に牧ヶ原学びの里の社会体育館、サンアリーナを指定し、自家発電装置を設置するなど整備を進めてきておりますけれども、避難者の生活を利便性のよいものにするために、基幹集落センター及び社会体育館のトイレを洋式化し、身障者用トイレ等に改造もいたしてまいります。

中川村ハザードマップを見直し、改定印刷して住民の皆さんの日ごろの防災意識の醸成と各家庭の防災対策を進めてまいります。

これら防災拠点施設にふさわしい整備を早急に整備いたしますけれども、防災には村民一人一人の意識の向上が不可欠であります。その理解が得られるように、危機管理防災担当職員を新たに配置し、自主防災組織であります地区と防災対策の中心となります行政とをつないでまいります。あわせて、県の協力を得て土砂災害住民主導型避難体制構築事業により地域単位で懇談会を開催しながら地区防災ハザードマップを作成いたし、配布して住民の皆さんの日ごろの防災意識の醸成と各家庭の防災対策を進めてまいります。また、自主防災組織の相談に乗る専門家である防災士を養成してまいります。

基本目標の2つ目は、村全体が農村公園の美しい村づくりを進めるということについてあります。

初めに、生活環境の整備についてでありますけれども、公営住宅、村営住宅の維持管理を引き続き行い、入居者の要望に応えつつ優良な居住環境を確保してまいります。

大草城址公園、天の中川河川公園は、多くの方の楽しんでいただき、また、さまざまな利用をしていただいております。引き続き来園者、利用者に応えられるだけの管理を行ってまいります。

上水道、下水道及び農業集落排水施設の良い維持と管理を続けるとともに、利用者の皆さんから使用料金を正確にいただき、施設の運営に努めます。

また、公共下水道等の集合処理施設につきましては、接続の喚起と相談を進め水洗化率の向上を図るとともに、集合処理区域外皆様につきましては合併処理浄化槽の設置を進めてまいります。

昨年夏の渇水期、年末年始にかけて水需要が高まる時期に、緊急的に飯島町上水道から配水を受け、水需要に対処をしてきました。

また、下水道事業に関しまして、一般会計からの繰入金金の算出根拠の明確化、処理区の統合等、経営の効率化等の提言を村議会からいただいております。

平成29年3月に策定をいたしました中川村水道事業経営戦略には、施設、設備の廃止・統合、配水施設、配水管の耐震化及び安定した上水道のために配水区域の接する飯島町上水道との協議をしていくというふうにあります。協議を開始する時期が来ているとの認識に立ち、これを進めてまいります。

下水道事業経営の効率化につきましては、早急な結論は出せないものの、隣接する町との協議、これを前提にしまして担当課内で検討を続けてまいります。

村営巡回バス運行事業は、平成16年から事業開始し、現在まで改良を重ねながら、村民の足となって運行をしております。平成26年10月に路線及び運賃の見直しを行いまして、平成26年には巡回バス、平成27年にはNPOタクシーの利用がそれぞれ最高を記録したものの、以後、利用者の減少が続いております。東西線の利用者数が少なくなり、バス輸送から自動車に切りかえての経費節減を図っております。廃止路線沿線の住民からの運行要望も根強いことから、午前便につきまして横前から上前沢・中通地区通過ルートの施行運行をいたしまして、便数を増やす検討を行ってまいります。

また、巡回バスを新しく購入し、運行をしております。

続きまして環境保全について申し上げます。

リニア中央新幹線工事で工事車両の運搬が渡場交差点を経て運行されます。引き続き渡場交差点付近の大気の現在の状態、振動や騒音を測定するために、長野県当局から環境測定車を配置してまいります。

特定植物であるアレチウリが河川敷だけでなく隣接する農地にまで侵入しております。地区の自主的な駆除作業等していただいておりますけれども、地区境では駆除の手が入らない状態になっております。今年度も地区では駆除の手が入らない地区境を中心にして駆除を進めてまいります。

NPO法人日本で最も美しい村連合に加盟して10年を経過いたしました。連合は5

年ごとに繰り返す再審査の基準を整理している最中ですが、中川村も改定再審査基準により審査を受けることとなります。それでも、昨年策定した日本で最も美しい村づくり推進計画をそれぞれの立場で実行し、顧みて、新たに次年度に向けて計画し実行するという繰り返しを行うことにより、最も美しい村に近づくことができると考えております。美しい村づくりを進める指標として、村民の皆様がそれぞれの立場で取り組み、検証し、次の取り組みにつないでいきたいというふうに思っております。

また、長野県加盟町村、加盟地域とともに交流し、共同の取り組みを通してそれぞれが輝くように進めながら、全国の加盟町村が集う奈良県吉野町総会、フェスティバルに代表参加し、加盟町村の取り組みを知り、交流を深めてまいります。

基本目標の2の最後に、道路、橋梁等のインフラの整備を計画的に進めることについて申し上げます。

村道改良は、整備計画に基づいて計画的に進めてまいります。

過疎対策事業債と辺地対策事業債により継続4路線に陣馬形線及び陣馬形頂上線を加えた6路線並びに辺地事業債によりまして谷田黒牛線の改良拡幅工事を行います。測量調査も引き続き実施をしております。

引き続き村道維持管理費を計上いたしまして、地区要望の多い箇所改修、道路舗装等、過疎対策事業債での整備分及び社会資本整備交付金を計上するとともに、所有者の了解の上で村道隣接民有地の高い樹木等の伐採撤去を引き続き進めることとしました。所有者や地元での伐採が不可能な箇所に限り、計画的に進めてまいります。あわせて、なかがわ美し隊に委託し、道路のり面の維持、交通に障害のある樹木等の伐採撤去を引き続き進めます。

橋梁の長寿命化対策では、橋梁点検調査結果に基づきまして緊急性の高い橋梁の詳細調査設計及び修繕工事を進めます。

基本目標の3つ目、村の魅力を生かした産業育成で若者が夢を持てる村づくりを進める、こういうことについて申し上げます。

まず、農業の振興についてであります。

営農センターは、国・県等の補助事業の導入の検討、国の米政策に対して村の対応策、担い手の育成、農事組合法人等の組織育成など農業振興、経営体育成に関すること及び農地利用のあり方、農業効率アップのための利用集積の推進と遊休農地解消の対策等、農地利用、振興作物の普及拡大など、農業全体の方向性を決定する村の農業振興に責任を負う組織であります。地区営農組合やJA等の農業生産者を代表する団体、農事組合法人みなかたや農業経営者会議などの専業農家団体等と農業振興施策を同じにしていくことが必要だと考えております。農業の現状、農作業従事者の不足、農家の求めることは何か等を分析いたしまして、議論して、振興施策を固めてまいります。

特に、農地集積や農業の担い手の育成・確保に力を入れてまいります。具体的には、中川村の農地利用の現状に詳しい農地相談員を集落相談員として雇用し、人・農地プランをもとに地区集落営農組合等と話し合いを重ねる中で利用集積を進めるとともに、

農地中間管理事業制度を有効に活用し担い手への農地集積を図ってまいります。

また、県の里親制度や農業次世代人材投資事業などを活用し、新規就農者、青年就農者を支援してまいります。

あわせて、耕起、植えつけ、刈り取りといった水稻基本作業など、地域の農作業の担い手としても活躍できる地域おこし協力隊を若干名雇用することも視野に入れて人材を開拓いたします。

設立間もない農事組合法人みなかたでは、作業受託のほか、農地を借り受け、みずから農作物を生産していくための検討が始められております。組合の経営について議論に加わるとともに、組織の運営を軌道に乗せるため人的な支援を行ってまいります。

選果機の老朽化、稼働制御をするコンピューターが古く今のOSに対応できない、製造メーカーがもう既になくなど、選果機更新の課題解決ができないために平成30年度をもって上伊那南部地域の果樹の選果場として稼働してきた飯島果樹選果場が役割を終え、最新の選果機を装備した箕輪果実選果場に統合します。42kmと遠隔地に運搬することとなるなど、共同選果場に出荷する農家支援のために出荷重量に応じて支援をしております。これは、上伊那市町村統一の対策でもあります。

農業振興と交流人口の増加を図るため、農業観光交流、農家民泊の拡大を図ります。また、農産物の都市住民への売り込み、ふるさと応援寄附金に対する農産物の返礼窓口となる組織（仮称）中川交流センターの設立を視野に入れた取り組みを行います。この部門を担う地域おこし協力隊を当面配置いたしまして、多方面の仕事を進めてまいります。

第4期対策となる中山間地域直接支払事業を継続し、中山間地域の農地保全、耕作支援を行います。第5期対策に向けて広域連携を探ってまいります。

農産物加工施設つくっちゃオの農産加工品の開発、製造、都会の消費者への売り込み等、地域おこし協力隊が活動を開始いたしました。村の果物等を材料にした加工品開発に意欲を示す地域おこし協力隊も雇用をいたします。広く農産加工のアイデア等も求め研究するなど、つくっちゃオのにぎわいをつくるように努めてまいります。

野生鳥獣対策につきましては、引き続き補助事業を活用して進めます。特にニホンザルにつきましては、捕獲した固体に発信器をつけ行動パターンを追跡した結果、特定の動きが把握されるようになりました。捕獲、追い払い、残渣を放置しない、こういった申し合わせをしっかりと実践するなど、地域ぐるみで総合的な対策を進めてまいります。

続いて、林業振興について申し上げます。

材の伐採、搬出、植林の実施、まき材の切り出しなど、広い意味で山の資源を有効に活用する鍵は林道にあります。引き続き林道の維持管理を行うとともに、林道の保全対策工事を進めます。

陣馬形山魅力創造プロジェクトの整備方針に基づきまして、林道黒牛折草峠線の黒牛一陣馬形間の待避所設置を進めてまいります。

木の駅実行委員会におきまして森林資源の林地残材の搬出、地域通貨を活用しての

地域内経済の循環、燃料として供給する木の駅が動き出しました。望岳荘併設の高齢者憩いの家にまきボイラーを設置し、木の駅をつくったまきを燃料に利用する地産地消のサイクルを動かしてまいります。

森林対象者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山域の活性化を図る取り組みを行う活動組織に対しまして、国補助金減額に対し上乗せ補助して事業の推進を支援いたします。

森林環境譲与税が来年度から市町村に交付されます。森林県民税の活用とあわせて中学校の木製の下駄箱製作費や木の駅事業等に充てる予定ですが、森林環境譲与税は木に関連する人材や産業の育成、市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てることとされているため、税の使途の研究を重ねてまいります。

続きまして、商工業、観光の振興の取り組みについて説明をいたします。

たじまファーム移転後の跡地を地場センターとして位置づけ、情報発信の場、また、展示スペースや中学生の一時的な集合場所として、1月に入れたまきストーブを囲んでお年寄りの集いの場になるなど、いろいろな皆さんの利用がされております。このスペースの有効活用と併設しております作業スペースの活用について研究を続けてまいります。

村商工会の取り組むさまざまな事業と経営指導員の設置について補助支援を引き続き行い、県、村の制度資金保証料並びに利子補給について負担をいたしてまいります。村内企業に就職した従業員の皆さんを就職祝金給付でお祝いをいたします。

陣馬形山魅力創造プロジェクトの中心であります水洗水再利用環境配慮トイレの完成に続きまして、既設のトイレを解体撤去し、北西斜面にテントサイトを増設いたしまして、利用ピーク時に不足するテントスペースを確保してまいります。

陣馬形山、四徳森林体験館、キャンプ場、桑原キャンプ場をつなぐ周遊ルートの中心は、陣馬形山にあります。多くの方が訪れるに従い施設の利用者も増え、日々の管理が必要となっておりまして、管理者が不在の状態であります。キャンプ場の維持管理の将来のあり方を引き続き考えてまいります。

望岳荘の先を見越した宿泊施設のあり方及び併設の体験施設の有効利用について、望岳荘施設等検討委員会で検討していただいております。今年度も研究を重ねて、一定の方向を出していただきたいと思っております。

市町村単独で観光客を呼び込む限界を踏まえ、長野伊那谷観光局の開所に続きことしの10月設立を目指している（仮称）伊南DMO、そして既に連携をしております南信州観光公社などと共同で伊那谷の観光振興について企画し、一つ一つの取り組みを確実に進めてまいります。

わけても中国、韓国からの観光客の受け入れを大切にして、広く外国人旅行者の受け入れも考えてまいります。

基本目標の4つ目は、人々がきずなを実感できる村づくりを進める、この取り組みについて申し上げます。

まず、地域づくりについてであります。

少子化・高齢化が予想以上の速さで進みまして、地区の存在が危ぶまれるようになり、地域を担ってくれる移住者を受け入れ定住化を進めることや村で起業する人を受け入れ仕事づくりを進める施策をまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略で打ち出してまいります。総合戦略は本年度で最終となりますが、移住、定住の促進、仕事づくりに結びつく場所の提供と利用が引き続き柱になるものと考えております。

小平地区のお試し住宅、中組地区の旧校長住宅を中組お試し住宅として活用し、移住と定住のきっかけとなるよう活用をいたします。上前沢地区のお試しシェアオフィスにつきましては、ネットで検索する人の目にとまるような発信、東京など都市における利用説明会の開催など、移住者、起業者の利用度を高めるために知恵を絞ります。また、両施設を管理し、地区と村内の起業希望者とのつなぎを行います集落支援員を引き続き雇用してまいります。

中川村で仕事を掘り起こし、新たな生業をつくる目的で活動する地域おこし協力隊という外部人材が求められております。今までに2人が農業者や林業家として独立し、それぞれ夢を追い働いております。農産物の販売、農産物加工など、農業関連で現在は1人の隊員に加え、新たに2人を追加採用してまいります。また、キャリア教育のコーディネーター兼婚活推進、農業振興、とりわけ農地集積と農家の農村法人の経営相談に取り組む集落支援員をそれぞれ1人雇用し、事業の進展に取り組むしてまいります。

空き家を活用する移住者等を増やすため、空き家売却、貸し出し、空き家撤去、改修して貸し出しなど、所有者も借り入れ者も踏み出しやすいように、補助制度をさらに拡充をいたします。

平成30年度中の3世代同居の住宅新增築は8件、子育て世代住宅取得は5件の利用がありました。引き続き制度を維持し、新築を促します。

地区の集いの場であり、防災の拠点となる地区集会施設は、牧ヶ原地区集会所の完成で事業が一段落となります。既存の牧ヶ原団地集会所の撤去工事を行います。

また、地区住民が利用しやすくするための施設改修や駐車場の舗装など、新たな要望が出ております。これらの声に応え、地区集会施設及び周辺整備の補助制度をつくりましたが、一定要件を満たす空調設備などの機器類につきましても補助対象とするよう、この制度を拡充いたします。補助要望が予想以上に多くありまして、予算限度を超える場合があります。この場合には、翌年度以降に延ばしていただくこととなりますが、この事業の活用をしていただきたいものと考えております。

村づくりの基本方向を第6次総合計画で定め、実現するべく進めております。今年度は計画をまとめる年になりますけれども、計画案には、村民各位の意見、要望をいただいた上で、さらにこれを練り、まとめてつくり上げてまいります。かなり先々を見ての次の10年でどんな中川村をともにつくっていくのか、この中で考えていきたいというふうに思っております。

最後に、行財政運営について申し上げます。

2021年度からの固定資産評価がえに先立ち、土地、家屋の固定資産評価鑑定を委託

いたします。財源の柱であります固定資産税を正しく課税し、納めていただく重要な業務となります。

村の限られた資源の有効活用を図り、各種の計画に基づく施策を着実に実行するとともに、行政サービスの向上に努めてまいります。

10月1日から消費税率が10%に引き上げられます。購入する物品にもひとしく課税をされるため、使用する物品、電気など、節約に努めなければなりません。

水道、下水道は、給水、排水処理について、それぞれ水道・下水道料金をいただいておりますが、仕入れにかかる消費税増税分は反映せざるを得ないものと考えております。審議会においてご検討をいただく計画であります。

村からの村民各位に対するお知らせは広報なかがわで行っておりますが、引き続き紙面の見やすさ、わかりやすさに努めて、定時にお手元に届きますよう発行いたしてまいります。

また、ウェブ上で村をお知らせする中川村公式ホームページは、村みんなもとより、村外者、世界中の人の目に触れる中川村の顔になっております。検索のしにくさ、掲載情報の古さも指摘をされておるところでありますので、平成30年度末には中川のブランドビルディングとなるサイトが立ち上がる予定であります。これと連動した中川村を村外者にも知らせることができるホームページをつくり直します。

村の売り込みは、インターネットの空間を利用して、中川村をまず知ってもらうことが重要であると考えております。60周年記念のときに村の紹介動画を制作しました。検索性も多く、非常に好評であります。イメージアップにつながるこの動画の第2弾も制作いたしてまいります。

新年度の行政運営に当たりまして、以上、特徴と考えております事業について長々と申し上げてまいりました。

引き続き村民並びに議会の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いをいたしまして、村政執行の基本方針説明とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長

続いて、議案の内容説明がございます。

○副村長

それでは、初めに私のほうから議案第14号 平成31年度中川村一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書の1ページをごらんください。

第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,600万円とするものです。平成30年度当初予算と比較すると、役場シンククライアントサーバー更新や小中学校ICT環境等の整備、望岳荘木質バイオマスボイラー設置、防災関連施設の整備、給食センター事務室等改修事業などの新規計上により、前年比で1億5,900万円、5.1%の増となっております。

第2条～第5条は地方自治法の規定により定めるもので、第2条の債務負担行為は第2表により、第3条の地方債は第3表によるものとし、第4条の一時借入金の限度額は5億円と定め、第5条の歳出予算の流用では人件費に限り同一款内における各項

間の流用ができるように定めるものであります。

2ページ～6ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算で款項ごとの金額を記載してございます。

7ページの第2表 債務負担行為は、午前中の議案第6号でご承認をいただきましたアンフォルメル中川村美術館、中川村農産物加工施設の指定管理料に係る債務負担行為で、期間はいずれも平成31年度から平成33年、2021年度までの3年間、限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。

8ページ～9ページの第3表 地方債であります。防災倉庫設置事業以下23事業について過疎対策事業債を主に、それぞれ括弧書きの起債事業により総額4億2,280万円の村債の発行を予定し、それぞれの限度額を定めるものであります。平成30年度と比較すると、消防団詰所建てかえや防災倉庫の設置、指定避難施設トイレ改修事業などに係る緊急防災・減災企業債の増額等により3,200万円、8.2%の増額となっております。

続いて、歳入歳出予算の概要についてご説明をいたします。

お手元に別にお配りをいたしました平成31(2019)年度中川村一般会計予算(案)の概要に沿ってご説明をいたしますので、ごらんをいただきたいと思っております。

なお、新年度の予算の基本方針と主要事業等につきましては、先ほど村長の施政方針でご説明をしたとおりでありますので重複する部分もございりますが、金額等を含めて改めて説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに歳入であります。村政は4億5,148万円で、歳入全体の13.7%を占めております。村民税や軽自動車税の増額により、前年比356万円、0.8%の増額となっております。

地方譲与税は5,090万円で、平成31年度税制改正の影響を鑑み、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税については減額を見込みましたが、新たに創設される森林環境譲与税270万円を計上し、前年比では220万円、4.5%の増額をなっています。

地方交付税は16億3,000万円で、歳入全体の49.5%、約半分を占めております。平成31年度地方財政計画による地方交付税分1.1%の増額計上や前年度の交付実績などを踏まえ、普通交付税は15億5,700万円で前年比1,700万円、特別交付税は7,300万円で前年比100万円の増額といたしました。

分担金及び負担金は3,123万円で、前年比327万円、11.7%の増額であります。

なお、本年10月から予定されている幼児教育無償化に伴う保育料等への対応につきましては、先ほど村長が申し上げましたとおり、現時点では不明瞭な部分もあるため、当初予算では従前どおり計上し、法改正後、制度の詳細や補填される財源等が明確になった段階で予算の補正を行う予定でございます。

国庫支出金は1億7,620万円で、事業完了に伴い消防施設整備補助や理科教育設備整備費等が皆減となりましたが、社会資本整備総合交付金の増額などにより前年比で723万円、4.3%の増額となっております。

県支出金は2億3,076万円で、農業振興事業の産地パワーアップ事業補助金や県知

事選挙費などが皆減となりましたが、県議会議員選挙及び参議院議員選挙、望岳荘の木質バイオマスボイラー設置に係る林業再生基盤整備事業補助金の新規計上などにより、前年比で2,072万円、9.9%の増となっております。

寄附金は100万円で、ふるさと応援寄附金が増額となっておりますが、企業版ふるさと納税の皆減により前年比140万円の減、80.4%の減額となりました。

繰入金は7,700万円で、役場庁舎の情報関連機器の更新や学校現場のICT環境整備などに対応する財源として高度情報化基金の繰り入れを行うため、前年比7,500万円の増額となりました。

村債は4億2,280万円で、歳入全体の12.8%を占めています。計上額のうち68%を占める過疎対策事業債は、巡回バス購入事業、望岳荘木質バイオマスボイラー設置事業、給食センター事務室等改修事業などを新たに計上するとともに、村道6路線の改良事業などを引き続き計上しました。辺地対策事業債は村道改良を1路線分、緊急防災・減災事業債は第1分団兼第1部詰所建てかえ事業や防災倉庫設置事業、災害時の指定避難所となります公共施設のトイレ改修事業等を計上いたしました。村債全体では、新規増額分と平成30年度完了事業分との差し引きで前年比3,200万円、8.2%の増額となっております。

歳入全体の性質別では、村税などの自主財源の比率が21%、地方交付税など依存財源の比率が79%と、依然、自主財源に乏しい状況でございます。

続いて歳出についてご説明をいたします。

第5次総合計画に掲載をしております各章ごとの関連予算の概要で説明をさせていただきます。

初めに、福祉、保健、医療の充実であります。子育て支援では、ファミリーサポートセンター事業128万円、子育て短期支援事業26万円を引き続き計上し、多様化する保護者就労への対応と緊急時に保育を要する過程への支援の充実を図ります。

青少年育成では、少年スポーツクラブ補助金67万円、子供育成会補助金19万円を引き続き計上し、青少年育成活動の推進を図ります。また、子どもや家族のさまざまな問題に対応するため家庭相談員を正規職員として配置するとともに、必要経費3万円を計上しました。

高齢者福祉では、既存のサービスや扶助施策を継続するとともに、老朽化しているいわゆり荘のボイラー設備等の修繕工事1,624万円を計上し、快適な施設環境の確保を図ります。

障害者福祉では、生活の自立と地域で安心して暮らせるよう、引き続き自立支援給付費9,430万円などを計上するとともに、障害者グループホーム開設に向けた補助金として250万円を新たに計上しました。

保健、医療では、産後の母子のサポート体制の充実と健全な発育、発達を図るため、産後健診業務27万円、新たに電子母子手帳使用料26万円の計上をいたしました。

2の教育振興であります。義務教育では、東西小学校及び中学校の施設管理、教育振興関連経費を確保した上で、ICT環境整備事業2,860万円を新たに計上し、学

校現場におけるICT環境の整備を図るとともに、給食センター事務室等改修事業費4,679万円を新たに計上し、より安全な施設運営を図ります。

また、地域未来塾事業60万円を拡充計上し、引き続き児童生徒の学習支援を行います。

社会教育、社会体育、文化の継承と創造では、文化センターを初めとする多岐にわたる教育・文化施設の管理経費を確保した上で、大規模災害時の指定避難所にもなる社会体育館のトイレ改修事業費594万円を新たに計上し、施設利用環境の向上を図るとともに、小学校における郷土の歴史や分野の学習のための郷土学習資料集の作成費247万円を新たに計上しました。

3 安心・安全の確保であります。消防、救急では、第1分団兼第1部の詰所建てかえ事業費2,828万円、第6部詰所屋根等修繕事業費302万円を新たに計上し、消防施設の整備を図ります。

また、日々地域の安心・安全のため活動している消防団員の士気向上を図ることを目的として、団員への商品券授与費200万円を引き続き計上しました。

防災では、Jアラート用パソコンの更新33万円を計上するとともに、牧ヶ原文化公園内の防災倉庫設置事業費650万円を新たに計上し、災害発生時に備えます。

4 生活環境の整備であります。公園、緑地では、大草城址公園や天の中川河川公園など、多くの人に安全で快適に利用してもらえよう公園の維持管理費467万円を引き続き計上しました。

公共施設では、老朽化した村内巡回バス1台を更新するため巡回バス購入費1,035万円を新たに計上し、村内公共交通の充実を図ります。

5の環境の保全であります。自然環境の保全では、リニア中央新幹線建設工事に伴う対策協議会の開催と工事車両通行に備えて大気環境状況を把握するための大気環境測定車設置関係経費として48万円を引き続き計上しました。

循環型社会の構築では、ごみの収集運搬業務や処理などの経費として2,958万円、生ごみ堆肥化等処理機器購入補助として25万円を引き続き計上し、ごみの減量化、資源化に努めてまいります。

6の生活基盤の整備であります。景観では、引き続き不要な公共看板等の撤去事業10万円や美しい村づくり支援事業補助金として55万円を計上し、美しい景観の保全と住民意識の高揚を図ります。

道路、橋梁では、村道の維持管理関連経費5,195万円、村道6路線の改良事業費1億7,315万円、橋梁修繕工事6,225万円を計上し、道路、橋梁や関連施設の維持、保全に努めるとともに、改良を進め交通の利便性の向上と安全性の確保を図ります。

7の産業の振興であります。農業では、既存の農業振興施策に係る予算を確保しつつ、引き続き担い手育成対策として農業担い手支援事業補助金200万円などを初めとする各種補助金を計上し、農業資源の発掘、担い手農業者の確保、育成、農地の利用促進を図ります。

また、果実選果場の統合に伴う出荷経費の増加に対する補助としてJA上伊那果実

選果場出荷経費補助金 219 万円を新たに計上し、農家の負担軽減を図ります。

農産物の都市への売り込みや農家民泊の推進などを図るため、関係経費を集約し、新たに農業・観光交流事業 133 万円として計上をいたしました。

また、地域おこし協力隊、集落支援員を新規採用し、農業・観光交流事業の核となる組織、(仮称) 交流センターの立ち上げに向けて準備を進めます。

林業では、木の駅実行委員会への補助金 100 万円、森林・山村多面的機能発揮対策事業の村上乘せ補助金 69 万円などを引き続き計上し、森林の管理及び資源の活用に向けた取り組みを進めます。

また、望岳荘への木質バイオマスボイラー設置工事費 5, 100 万円を新たに計上し、資源の有効活用を図ってまいります。

商工業では、創業などの支援として商業振興事業補助金 100 万円、商工会補助金 696 万円などを引き続き計上し、商工業の振興を図ります。

観光では、陣馬形の森公園の旧トイレ解体工事 120 万円、同公園のテントサイト増設工事 200 万円を新たに計上し、観光資源として有効に活用するため、自然景観を保全しながら必要な整備を進めます。

また、今後の望岳荘の施設整備の方向性等について検討を進めるため、望岳荘施設等検討委員会の委員報酬 15 万円を計上いたしました。

続いて、8 の地域づくりであります。協働の村づくりでは、既存の地域づくりに係る予算を確保しつつ、指定避難所にもなる基幹集落センターのトイレ改修事業費 1, 976 万円、新しい集会所の建設に伴う旧牧ヶ原団地集会所の解体工事 200 万円を計上するとともに、地区集会施設及び周辺整備に対する補助金 400 万円を引き続き計上し、地区の活動拠点施設の整備を進めます。

また、お試し住宅及びお試しシェアオフィス管理運営経費 206 万円、3 世代同居等住宅新增改築等支援事業 400 万円、子育て世代住宅取得支援事業 200 万円など、各種補助金を引き続き計上し、移住・定住促進の加速化を図ります。

他地域との交流では、各年で行っている友好姉妹町村、北海道中川町への中学生派遣事業 241 万円を計上し、交流を深めます。

9 の財政運営であります。行政運営では、庁内情報関連機器の不測の事態を防止するため、機器等のサポート期限を迎えるシンククライアントサーバー、特定用途パソコン及びプリンター等の更新費用、合わせて 4, 771 間年を新たに計上いたしました。庁内情報関連基金の保守、管理に必要な経費を引き続き計上し、適切な保守、管理に努めます。

情報公開では、村のホームページのリニューアル経費として 600 万円を新たに計上するとともに、今年度に引き続き村のプロモーション動画作成費 162 万円を計上し、行政の広報活動と村の情報発信の充実を図ります。

健全財政では、経費節減対策として引き続きエネルギーサービスプロバイダー (E S P) 業務委託料として 175 万円を計上し、高圧電力を使用する村の 5 施設の電気料削減を図ります。

選挙関係費では、平成 31 年度に予定されております参議院議員通常選挙費 529 万円、県議会議員一般選挙費 326 万円を新たに計上いたしました。

歳出の性質別内訳、また財政状況については、資料 4 ページの中段以降に記載をしておりますので、お読みいただきたいと思います。

一般会計の健全度につきましては、資料に記載しておりますように、経費節減や補助金などの財源確保によりまして、十数年前の市町村合併が論議されたころと比べますと、村の財政状況が年々改善はされてきており、現在はおおむね健全な状況であると言えます。

一方、今後、高速交通網の整備や I C T 技術の発展などにより取り巻く環境が大きく変わっていく中で、次代の変化や社会のニーズに対応していくとともに、差し迫っている人口減少、少子高齢化への対応、また各種施設の維持管理や更新時期等も見据えながら、中長期的な視点に立って引き続き計画的な行財政運営を進めていく必要があると考えております。

以下、特別会計を飛ばしまして、資料の 2 から予算の内容を前年度と比較して抜き出すとともにグラフ化したものをつけてございます。

また、資料 3 は中川村第 5 次総合計画の基本目標に照らし合わせて先ほど村長がご説明したとおり、新規拡充したものを含めて特徴的なものを抜粋してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、この場での予算概要説明とさせていただきます。詳細につきましては予算特別委員会の席で各担当よりご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

特別会計につきましては、各担当課長からご説明をいたします。

それでは、保健福祉課所管の 3 つの特別会計についてお願いします。

予算書及び予算説明資料 2 の 6 ページ～11 ページをあわせてごらんください。

まず、議案第 15 号 平成 31 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 4 億 4, 500 万円と定めるものです。前年度対比 2, 900 万円、6. 1%の減となりました。

歳入のうち、国保税は 1 億 210 万円で、前年度対比 501 万円、4. 7%の減、それから、県支出金は保険給付費等交付金 3 億 1, 027 万円で、前年度対比 2, 290 万円、6. 9%の減を見込みました。

歳出のうち、保険給付費は 3 億 574 万円で、前年度対比 2, 312 万円、7%の減を見込みました。

国民健康保険事業費納付金は 1 億 2, 207 万円余りで、前年度対比 887 万円、6. 8%の減となりました。平成 31 年度は一般会計からの繰入金で収支の均衡が図れる見込みですが、国保事業費納付金が今後どのように推移するかは見通せない状況です。今後の安定運営のために保険料の慎重な見直しが必要です。

次に、議案第 16 号 平成 31 年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 6 億 4, 300 万円と定めるものです。前年度対比 1, 900

○保健福祉課長

万円、3%の増となりました。今年度は第7期介護保険事業計画——2018年～2020年ですが——の2年目となります。

歳入のうち介護保険料は、第6期から第7期の保険料の引き上げに伴い1億2,711万円で、前年度対比986万円、8.4%の増を見込みました。

歳出のうち保険給付費は、施設サービス給付等の増により5億9,292万円で、前年度対比1,557万円、2.7%の増を見込みました。

介護予防・日常生活支援総合事業の需要増により、地域包括支援センターの体制強化も含めて地域支援事業は3,768万円で、前年度対比497万円、15.2%の増と大きく伸びております。29年度から制度が変わり、介護予防事業が介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。事業費の増加に伴い、介護予防教室参加者から1割程度のご負担をいただくこととしました。

次に、議案第17号 平成31年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額を5,550万円と定めるものです。前年度対比330万円、6.3%の増となりました。

この制度における村の役割は、保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合へ保険料負担金として納入することが主なものです。

中川村の後期高齢者の数は増加傾向にあり、保険料は4,281万円、前年度対比499万円、13.2%の増となる見込みです。

歳入のうち一般会計からの繰入金は、保険基盤安定と事務費を合わせて1,267万円で、前年度対比170万円、11.8%の減となっております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議案第18号、第19号について提案説明をいたします。

まず、議案第18号 平成31年度中川村公共下水道事業特別会計予算ですが、予算書のほうは1ページのほうをごらんください。

また、概要書のほうでは資料2-12、2-13ページのほうをお願いいたします。

予算書本文、第1条で予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,100万円と定めるものであります。

予算書のほうは、すみませんが4ページ5ページ、事項別明細書をごらんください。

また、概要書につきましては資料2-12ページをお願いいたします。

予算の総額につきましては、前年度に比べ1,600万円、およそ8%の減額計上となっており、維持管理主体の事業構成となっております。

歳入では、負担金と使用料及び手数料につきましては、本年度の実績、また消費税の増額分等を見込みまして261万5,000円増額とし、一般会計からの繰入金については前年度と同額となる1億2,700万円を計上しております。

歳出では、工事費等の減額により事業費が1,555万7,000円減額となっておりますが、公債費は元利償還金の増額により2万4,000円の増額計上となっております。その結果、総額で1,600万円の減額となっております。

以下、歳入歳出の詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。
次に、議案第19号 平成31年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について提案説明いたします。

予算書のほうは1ページをごらんください。

概要書のほうにつきましては資料2-14・15ページをお願いいたします。

予算書本文、第1条で予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,100万円と定めるものであります。

4ページ5ページ、予算書のほうですが、事項別明細書をごらんください。

概要書につきましては資料2-14ページをお願いいたします。

予算の総額は、前年度に比べ800万円、およそ6%の増額計上となっており、公共下水道同様、維持管理主体の事業構成となっております。

歳入では、負担金と使用料及び手数料は、今年度の実績及び消費税の増額分を見込み増減をしたものです。

県支出金の600万円は、処理施設4カ所の最適整備構想策定に対する県からの交付金を計上したものであります。

また、一般会計からの繰入金は、前年度と同額となる1億円を計上しております。

歳出では、管路工事費の減等により事業費が779万4,000円減額となっておりますが、公債費は元利償還金の増額により3万2,000円の増額計上となっております。その結果、総額で800万円減額となっております。

以下、歳入歳出の説明につきましては予算特別委員会で説明させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長

○3番

(松澤 文昭) ふるさと納税制度による返礼品の取り扱いが昨年8月より開始され、中川村でも金額に応じて農産物、特産物、農家民泊の割引券、村内宿泊施設の割引券等が返礼品として納税者に提供されることになりました。中川村の独自のふるさと納税制度として中川村のよいイメージを発信していくとの方針により、ふるさと納税サイトは利用しなくて、村の広報誌、村のホームページ、観光協会のフェイスブック、チラシ、ロコミ等でPRしていくとの方針が示されました。

平成30年度は補正予算として300万円を計上したものの、8月からの取り扱いということの中で、農産物の販売のピークを過ぎたことも影響して、結果としては56万円の実績見込みとなっております。

新たな販売ルートとして村民の期待も大きい中川村のふるさと納税制度についての返礼品の取り扱いについて、今後どのように取り組んでいくのか、村長の考えをお聞きします。

○村長

ふるさと納税のふるさと応援寄附金、このものにつきましては、経過は、今、松澤議員のおっしゃられたとおりであります。当初は、加熱しています返礼品の競争には

○建設水道課長

くみしないということの中で議論をしながら始めたということと、当然、いろんなサイトがありますので、そこには入っておりません。そこからの紹介はありません。そのことと、今おっしゃられましたように、どういう返礼品を扱っていくのかということでの取りまとめ等がおくれたことにより、8月以降の出発となったということが、結果的にはこのような240万円ほどを減額する結果になったということでございます。

総務省につきましては、最近——最近といいますか、返礼品の割合、これを3割以内とすること、上限ですね、ということと地場産品に限るということで、それ以外のものについてはふるさと納税の納税として認めないというようなことで方針をきっちり打ち出してきております。そういうことになりまして、横一線という言い方はされるかと思っておりますので、その上で、そういう前提で、何ていいますか、サイトといいますか、横一線で村を知らせていくという前提に立てば、いろんな意味でのサイトの利用、こういったものも考えていく、こういうふうと考えております。

ただし、独自の意味で、農産物のいいものですか、いろんなものにつきましては、独自のものを皆さんから出していただきながら、新たなふるさと応援に対する返礼品としてやっていくという考え方でおります。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、平成30年度の補正予算では300万円の予算計上がされたわけでありましてけれども、平成31年度の当初予算を見ますと100万円ということで、取り組み自体が後退しているように感じられます。

この制度につきましては、昨年の5月23日の議会全員協議会の中で制度の仕組みについて説明があったわけですが、その中で、ふるさと納税制度の受け付けについては村の総務課財政係が行い、返礼品の発送につきましては振興課農政係が担当する仕組みであり、窓口が一本化されていません。この体制では責任ある取り組みができないというふうと考えておりますし、また魅力ある商品、返礼品の商品開発がおろそかになると考えます。また、クレーム処理についても問題があります。クレーム処理は最初に対応する人の対応が重要であり、加えてスピーディーな対応が基本です。しかし、窓口の一本化ができていない中川村の体制では、責任のあるクレーム処理ができないおそれがあります。これらの問題については、当初の説明の折、指摘をしたわけですが、初めての取り組みであり、問題点があれば運営をしながら改善をしていくというような答弁がありました。

このふるさと納税制度の仕組みづくりについて、村長は今後どのように取り組んでいくのか、考えをお聞きします。

○村 長 今、議員おっしゃられたとおり初めての取り組みであるということですので、これにつきましては、今言われた、受けるのは総務課、それから発送は振興課という線でやってまいりましたが、このことを少し改良いたしまして、実は交流センターというものを立ち上げる準備をしていくというふうに申し上げましたが、その中で、このものの販売、それから返礼品の調達といいますか、出荷組合等に対してのつなぎ、こういったところを取り持つ仕事として、地域おこし協力隊員にこれを担ってもらおうというふうな考え方でいます。

クレーム処理の対応等につきましては、ちょっとこれからのことですので、今は、そんな筋をもとにして、返礼品対応をしまいたいというふうと考えております。

○3 番 (松澤 文昭) このふるさと納税制度に対する返礼品の取り扱いにつきましては、先ほど申しましたように農産物、特産物の中川村の新たな販売ルートとして村民の期待も大きいわけです。加えて、中川村で新たな特産品の開発ができれば、中川村のPRにもつながります。

しかし、取扱金額が少なければ、費用対効果も出ません。

また、返礼品を取り扱う生産者も、取り扱いの数量が少なれば手間だけがかかってしまい、尻すぼみになることも懸念されます。

早急に対策をする必要があると考えますけれども、村長の考えをお聞きします。

○村 長 筋は、返礼品というか、農産物の対応していただける農家を農業経営者会議を中心にして新たに今求めております。出せますよという農家を今募集しておるところでありますので、そのところの、いわゆる対応組合といいますか、応じていただける集団を束ねていくというのは、まず今の課題かなあというふうに思っておりますし、予算で当初100万円というふうに盛りましたのは、ちょっとこちらのほうでも出発の段階で予想がなかなかできません。新たなサイトを立ち上げて、その中から見た方が予約的に申し込みが来る、この量を見て、途中で必要であれば増加をして補正をしていくと、こんな考え方でおります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○8 番 (柳生 仁) 今の予算説明の中で、小さなことですが、陣馬形山のキャンプサイトの増設の200万円があったわけですが、これはこれとして、大きい金額じゃないので、そんなに環境が壊れないかと思っておりますが、また場所も係りに聞いてみますとあずまやの周辺に整備っていう話でございますが、今、陣馬形山、今から8年前ころと比べますと非常に観光客が多くなってまして、広場の草が伸びられなくなっております。というのは、環境が少しずつ人によって悪くなっているのかなあって心配しております。そういったことも考えてキャンプサイトを増やすっていうことかどうか確認したいことと、もう1つ、現状でも駐車場が足りない状況にあります。一番多いときには、お盆とかゴールデンウィークは100張り以上、足元も踏めないほどテントがあつて、それでもみんな融通し合って使っておるんですけども、環境等も考えて工事をやるのかどうか伺います。また、予算については特別委員会で審議するので問題ないんですけども、その環境等をどのように考えておったのか、それから駐車場の狭いこともどう考えているのか、伺います。

○村 長 テントサイトの対象にするところは、今おっしゃられた昔あずまやのあった、あの辺りでありますので、単純にすっぱりと平面に造成をし直すというふうなことになるか、もう少し地形を使って、少し生かしたような造成方式になるか、これは、また設計をしてということでもあります。

それから、もう既に駐車場の造成の工事は出しております。それとともに、その工

事の中で、きちんと納まるような、ばらばらにならないような駐車の方法をできるような誘導ラインといますか、こういったものも考えておりますし、その手前の、多いときには山頂からこちら——こちらっていうか、頂上線のほうに入ってきた最初のところのたまる場所、ここのところの少し造成も道路工事に伴ってできればやってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長 ほか質疑ありませんか。
○7 番 (桂川 雅信) 先ほど村長が基本方針の中で、7ページですが、「また、下水道事業に関して、一般会計からの繰入金算出根拠の明確化、処理区の統合等経営の効率化等の提言を村議会からいただいております。」というふうに述べられました。

昨年秋の決算審査の後に閉会審査を行いまして、公共下水道と農集排水下水道事業に関する審査が行われました。その中で、議会として今村長が言われたような提言をまとめて提出しております。その趣旨は、経営を効率化するということと、もう1つ、予算、決算の中身がよくわからない。つまり一般会計から、事業側からいうと繰り入れですけれども、一般会計から繰り出しているわけですが、それぞれ1億円以上、今回は1億円と1億2,000万円ですかね、繰り出しているわけですが、何を根拠にして、どういう算出根拠でこの金額が出ているのかということがよくわからない。ですので、これをはっきりさせてもらいたいというのが提言の2で書かれていたと思います。今回も村長の基本方針の中で繰入金算出根拠の明確化というふうに書かれていますので、そんなに難しいことではないと思います。これは計算をどこかでされているはずですので、予算書の中でもいいですし、解説のところでも、あるいは附属書として、これは出していただきたいというふうに思います。

私が基準財政需要額を一応財政係のほうからいただいて、計算の仕方もちょっと見まして、私の見た範囲では、今回それぞれ農集が1億円、公共で1億2,000万円ぐらいが繰り出しされていますけれども、基準財政需要額に満たないものがあると思います。それは結局どこから金が出ているかということ、村の税金から出ているということになります。交付金として算定されていないことになりまして、つまり、そういうことが、赤字をずっと続けていると毎年毎年繰り返されるということになります。

きょう、ちょっと参考資料として、皆さんの手元にこれ(現物掲示)配りましたけれども、平成28年中川村、これ28年の決算資料で、公営企業年鑑に村の資料として出しているものですね。国が、総務省が公営企業年鑑というのを出していただいて、その中に記載されている数字です。余り村民の皆さんには御存じないものだと思いますけれども、ちょっとこれを見ていただきたいんですが、下水道使用料って書かれている欄があります。これは、公共下水道が年間の使用料として約6,000万円の収入があることになっています。農集が2,146万円、小規模排水が約100万円ぐらい、それに対して維持管理費っていうのがちょっと上のほうにありますけれども、公共のほうは5,463万円、農集のほうは約3,000万円というふうになっていて、国の方針は、維持管理、汚水の維持管理費については、使用料、受益者負担でやりなさいってというのが基本的な考え方です。ただ、資本費については、平成18年から後、公

費負担としてもいいですよという部分が少し含まれるようになりました。これは、もう市町村の皆さんの多大な力で国を動かして、汚水であっても資本費の部分については、大変な苦勞をしているので国としてもそれを補填しましょうということで、基準財政需要額の中にそれを繰り入れてもいいということになったはずですが、その算定をしてみても、まだ多分、今回の公共の繰り出しである1億3,000万円には多分満たないんじゃないかというふうに思います。ということは、つまり、その分が赤字になっているということになると思います。

よく見ていただきたいんですが、ここでも、この表の中でも、下水道使用料、年間2億1,000万円っていうのが農集にありますけれども、実際に維持管理として出ているのは3,000万円ということになっていますので、本来使用料として経営しなければならない維持管理費が徴収している下水道使用料よりも増えていると、多いということで、これから今後の下水道の経営にとってみると、これ実は大変な問題で、これから人口が増えていくという状態であれば、これはだんだん解消するだろうということ考えられますけれども、今後そういう見込みも多分恐らくないでしょうということになると、維持管理費を下水道使用料として賄っていくということがだんだん難しくなってくる、つまり赤字がそのままずっと継続して、税金でそれを補填するということにならざるを得ないということになっていきますので、どこかでこの問題は決着をつけたいといけないんじゃないかと、最終的には、今、国が今考えているのは——というのは、なぜこんなことを私が申し上げるかっていうと、この問題っていうのは、中川村の問題だけじゃなくて、全国的に小さな市町村のみんなが抱えている問題であります。なぜこんなことになったのかっていうと、昨年9月の決算議会でも私申し上げましたけれども、下水道経営がこれほどおかしくなったのは国の指導の問題であります。それぞれ今の市町村の現場の皆さんや首長の皆さんに責任ある問題ではなくて、ほとんどが、国が今まで行ってきた指導によってこういう結果になっているということ、私はぜひ申し上げたい。ですので、逆にいうと、村の行政の皆さんがもっと確信を持ってこの問題に取り組んでいただきたいと、この問題の本当の原因は国の指導だったんですよと、だから、私たちはその尻拭いをやっているだけだというようなつもりでも結構だと思います。もっとしっかりと、この問題に確信を持って取り組んでいただきたい。

実は、国は、謝罪はしていませんけれども、何とかしなきゃいけないということになって、最近、広域化あるいは連携化、共同化を進めようということになっています。国の意図はともかく、国の意図はいろいろあるんですけども、これを利用して、つまり、この際には交付金が出ることになっていますので、ぜひ、この交付金を利用するような仕組みを考えていただきたいというふうに思います。

私は、もっと急いだほうがいいというふうに思っています。村長は、検討続けてまいりますというふうに書いておられますけれども、時間が限られているというふうに思います。県の会議で出された資料によりますと、平成34年までに国は都道府県の計画を出せというふうになっていまして、それを見ますと、市町村段階からの計画はそ

の前に出ていなければなりませんので、平成33年までには計画を提出するということが多分なると思います。長野県の議事録を読みますと、31年～32年にかけて市町村の意向調査というふうになっておりますよね。ですので、意向調査ということは、村のほうでもう既に計画をこれから立てていかなきゃいけないということになりますので、ある意味では非常に厳しい状況が今迫ってきているというふうに自覚をしていただきたいというふうに思います。

ぜひ、村長、ちょっとこの辺の見解を聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○村長 今ご質問の件につきましてですけれども、一般会計からの繰り出しにつきまして地方交付税のほうで補填をされると、それにつきましては、資本投下に関して交付税措置がされておりますので、このものについては後でお示しをさせて、特別委員会の中でお示しをさせていただくということでもあります。

それから、もう1点、今、桂川議員がおっしゃられたことにつきましては承知をしておりますし、ちょっとここでは、直接どこをこうしてという言い方は、すぐには申し上げられませんが、今の農集排等の、もう少し、維持管理費と下水道使用料の逆転現象を何とかするには統合というようなことも当然なふうに考えられますので、これについては、当面のところとして県には方向性は出しております。ですから、この中をもう少し、ほかのものでもちょっと兼ね合いがありまして、ここでこうですというふうにはっきり申し上げられませんが、おっしゃられるとおりの時期は逃さんようにしていくつもりであります。

ただ、当初の予算では、このものについては調査をいたすということとはちょっと申し上げられませんが、先ほど基本方針のところでのべたように、庁内で検討することと、これについてはもう、農集排については、県にはこういったところで統合も考えておりますということは申し上げてありますので、ちょっと、そのことをご理解をいただければと思っております。

○議長 ほか質疑ありませんか。

○建設水道課長 私のほうから補足をさせていただきます。

一応、来年度の予算なんですけれども、農集排につきましては、小規模もそうなんですけれども、農林水産省の関係で補助金をもらってございます。そういった中で、農集排、小規模を合わせまして4カ所の施設につきましては、最適整備構想策定というものを来年度、31年度のほうに予定をしています。こちらにつきましては、よりの確というか、適正な機器の修繕、また、当然、維持管理の中で、それを修繕するよりか、統合も含めた上での最適化の策定についての補助金をもらえるようになっております。こちらの中で動きながら、なおかつ、また公共下水道のほうにつきましても、先ほど村長も申しましたとおり、決してやらないというわけではなくて、大まかな部分については職員で対応して、ある程度の土台づくりはしたいというふうに考えております。

○議長 ほか質疑ありませんか。

○3番 (松澤 文昭) 小渋湖温泉の施設を村が取得しことについてお聞きをしたいと思いますのですが、このことにつきましては、平成29年8月31日の議会全員協議会において、村が施設、土地を取得して利活用したいとの説明があり平成29年12月に村の施設として取得されました。当初の説明では、取得後の有効活用の方法として観光振興や地域活性化を図りたいとの方針が示されました。

取得してからもう1年以上経過をする中で、平成31年度、今回の予算の中で利活用の方針が示されるものと期待をしておりましたが、当初予算では利活用の方針が示されておられません。

村が取得した小渋湖温泉の施設の利活用について、村長の考えをお聞きします。

○村長 小渋湖温泉を買収といいますか、村が取得した経緯は、今おっしゃるとおりです。もうちょっとつけ加えますと、唯一の温泉がある施設として長く親しんできたところ、事業がこれ以上続けられないということでありました。ちょっとそのところで、ちょっとこの業者さんが買収をされると、ちょっと後々、この付近のことも心配だということで、急遽、議会の同意をいただいて買収をしたところでもあります。

それ以後、活用の方法について、はっきり言って本腰を入れて全部考えてきたわけではないわけでありまして。ただ、まず方針として、まず、いろんな業者といたしますか、旅館経営をしたいというような申し入れも中にありましたので、これらについては検討しましたけれども、ただ、こういう方向で臨みましょうという、まだ村が考え、線が固まっていなかったと、つまり、地元の皆さんの声も反映すべきではないかというような意見もありましたので、こういったところでは、ちょっと今、とりあえず待ってもらっておるということでもあります。

今、当初予算に盛ってないことはおっしゃるとおりでありますけれども、実は、望岳荘との関連といたしますか、望岳荘と周辺施設の検討委員会を今、大分盛り上がっているっていうか、きたところでもありますので、この周辺施設のあり方が一段落したら、当然次には、小渋湖温泉の利用っていうことが次にはでてまいりますので、望岳荘周辺のものがまとまった段階で、次に考えていきたいということでありまして、当初の中では、構想としてはありますけれども、予算化はしていない、検討をするための予算化はしていないということでもありますので、よろしくお願ひします。

○3番 (松澤 文昭) 先ほどの議会全員協議会の説明の中で、実は、活用事業者及び活用方法を公募して、応募者等へのヒアリング等を通じ事業者及び活用方法を決定し、活用を進めますと、募集の方法は、村ホームページ、マスコミ、日本で最も美しい村連合のサポート企業等を通じて行くと、こういう方針が示されているんですよね。これについての取り組み状況はどうなんでしょうか。

○村長 ですので、おっしゃられるとおりの、議会に、これは全員協議会にお示しをしたものでありますけれども、事業者と活用方法については、まだこの決定をするということと、その段階にはいっていないということでもあります、すみませんが。つまり、どういう方向でいくのがいいだろうかっていう線を持っていないと、また出したときに、それはそれで応募をしてくればいいんでしょうけれども、望岳荘との関連もあります

し、1つこういう方向がいいだろうっていうのを持っていないと、何ていいますか、応募しても、応募をしていただいたものに対してのヒアリングとか、村としてはこういうものにしたっていうことが線として出せないという意味であります。

○3 番 (松澤 文昭) 私はね、中古施設を取得した場合の施設の遊休化を防ぐっていうことについては、利活用の方針を早急に決めないと施設が遊休化してしまうと、いつも考えておるわけでありまして。したがって、当初、観光振興だとか地域活性化を図ることを目的として取得をしたわけでありまして、早急に利活用方針を考えていかないと施設が遊休化してしまうと思いますので、そんな点を含めて、要望として早急な対策を要望しまして、私の質問とさせていただきます。

○議長 ほかには質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

日程第23 議案第20号 平成31年度中川村水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第20号 平成31年度中川村水道事業会計予算について提案説明いたします。概要書の資料につきましては、資料2-16ページのお開きをお願いいたします。予算書につきましては1ページをごらんください。

予算書本文、第2条 業務の予定量として、給水件数1,800件、年間総配水量60万³m、1日平均配水量1,630³m、そして、主な建設改良事業を配水管布設がえ工事、田島配水池耐雷管設置工事と定めました。

第3条は当年度の損益にかかわる見込みで、収益的収入の総額を1億2,900万円、収益的支出の総額を1億1,500万円とするものです。これにより収入支出は1,400万円の黒字になります。

2ページをごらんください。

第4条は資本取引にかかわる収入及び支出の予定額で、収入737万円、支出8,263万円を見込み、収支の不足額7,526万円については当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとします。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1,778万3,000円を定めるものです。

3ページ以降、法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付しましたので、ご参照ください。

詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第14号から議案第20号までの7議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号から議案第20号までの7議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。
ご苦労さまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後3時30分 散会]